紀伊國名所圖會

後編 二之巻

海部郡
在田郡

ル 4
325
19

ル 325 19

蔵書印

紀伊名所圖會後編巻之二

目錄

熊野御幸圖
神倉神社
海部郡
地藏峰寺
岩屋山 並圖
仁井
立神社 並圖 雩祭圖
薬師坂王子
賓拝竜造圖
加茂民城址
安林 並圖
熊野懐紙
辰巳樓
加茂谷
御所芝
裏見滝 並圖
竹園社
加茂驛
市坪
地藏堂
釋迦堂 並圖
津田瀑布
内原驛
紀直故居
藤代作
塙下王子
広橋
仁義越
賓拝
山路王子
芝坂 並圖
山井崇命墓
冷水越
名方濱宮
山名氏墳墓
泡石
加茂川
松尾瀧
橘本王子
本村先生祠 並圖
白倉山
加茂神社
大崎浦 並圖

白木濱
白魚 幷白魚取の圖
丁村
文坂
小原越
椒御殿跡
荊藻嶋
古券
宮原莊
八幡宮
御茶屋芝趾
岩室城趾 幷圖
英多郷

方便海
垂濱
濱中郷
小為手山
淡黄石
地嶋
在田郡
蜜柑 幷圖
菖坂王子
玉坂 幷圖
天神社
德本行者練行圖
荒田皇女

白石
硯井
長保寺 幷圖
緒捨山
椒村
沖嶋
阿提
郡中神事
地藏堂
宮原驛
在田川 幷圖
御所井
年婁沙弥塚

梶原城址
栗嶋神社
地藏堂
明秀寺
慶西福寺
長屋王墓 幷圖
古郷名
郡中言語
山口王子
宮原宗貞塚
安諦川
圓滿寺
保田莊

在寫明惠傳記
須佐神社 幷圖
星山
淨應寺
淨妙寺
鹽月社
水粉
得生寺 畜
糸我里

稚名寺
塚貫
宮崎莊
北淺
飛鳥社
安養寺
本宮寺
稲荷社

保田城跡
高田浦
箕嶋 矣軒
旅明神社
宮濱
宮崎氏城址
糸我莊
糸我王子

須佐郷
神光寺
祇園社
外濱
矢櫃浦 幷圖
立神社 幷圖
慶仁寺
糸我山 幷圖 旅軒圖

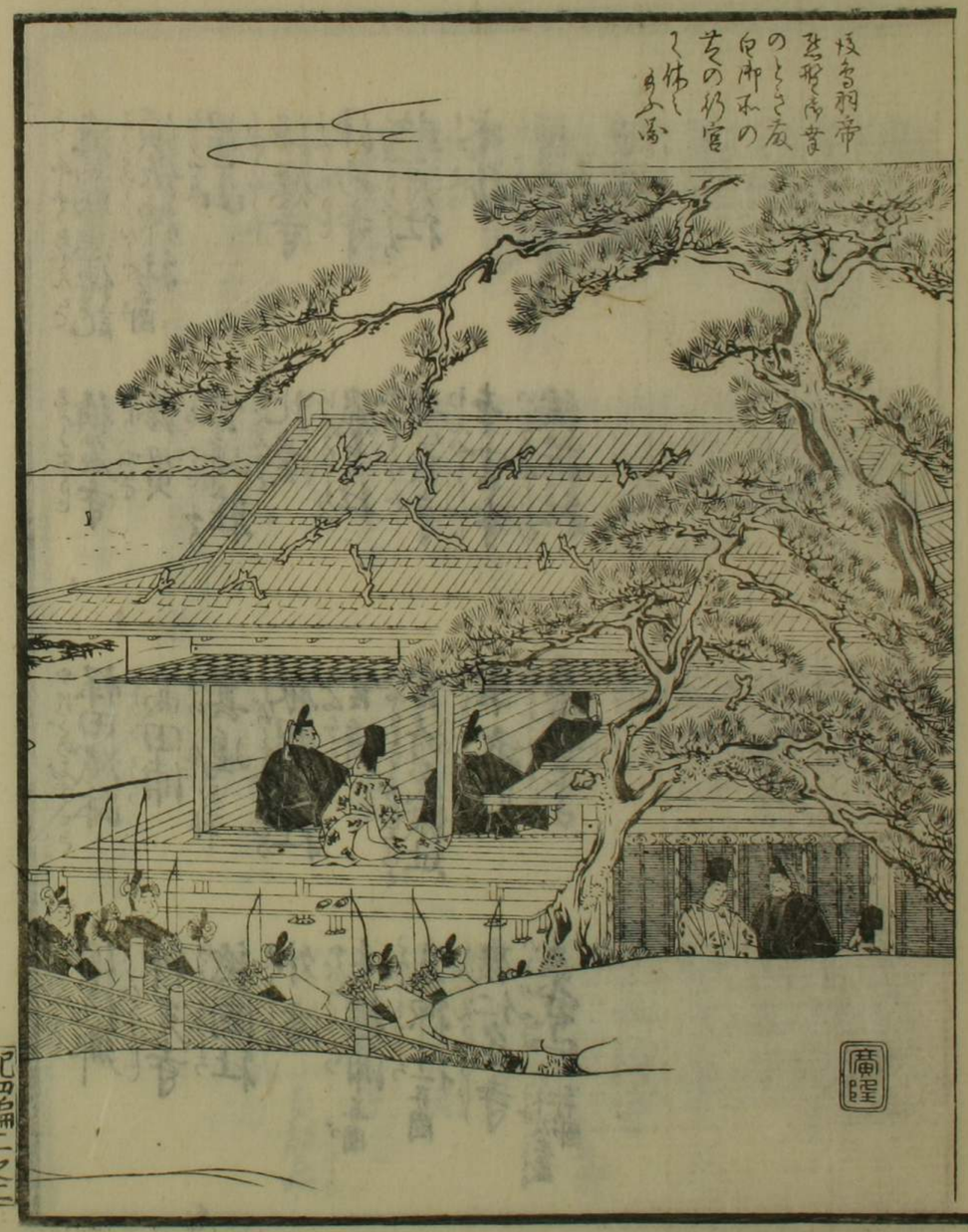
廣重

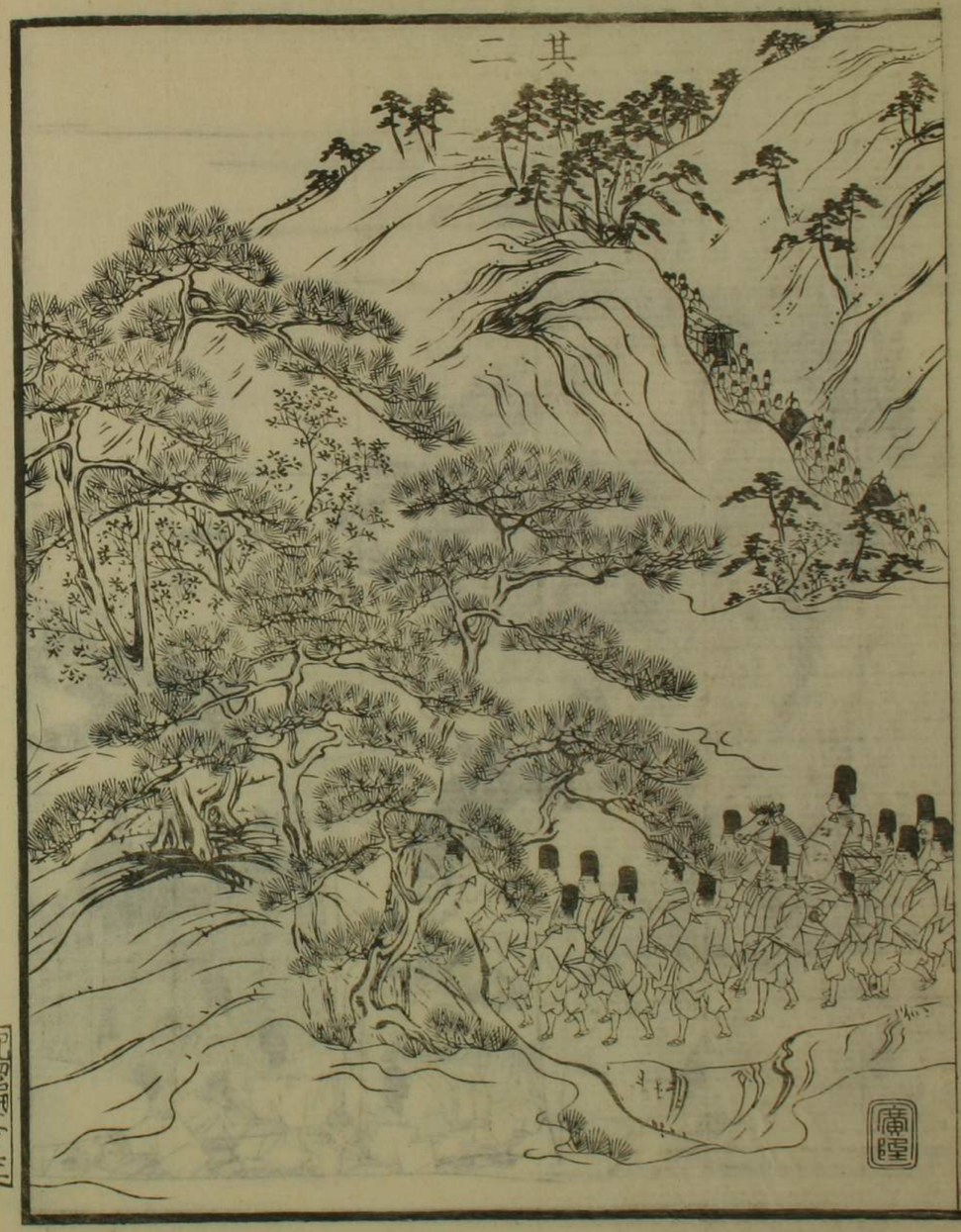
其二

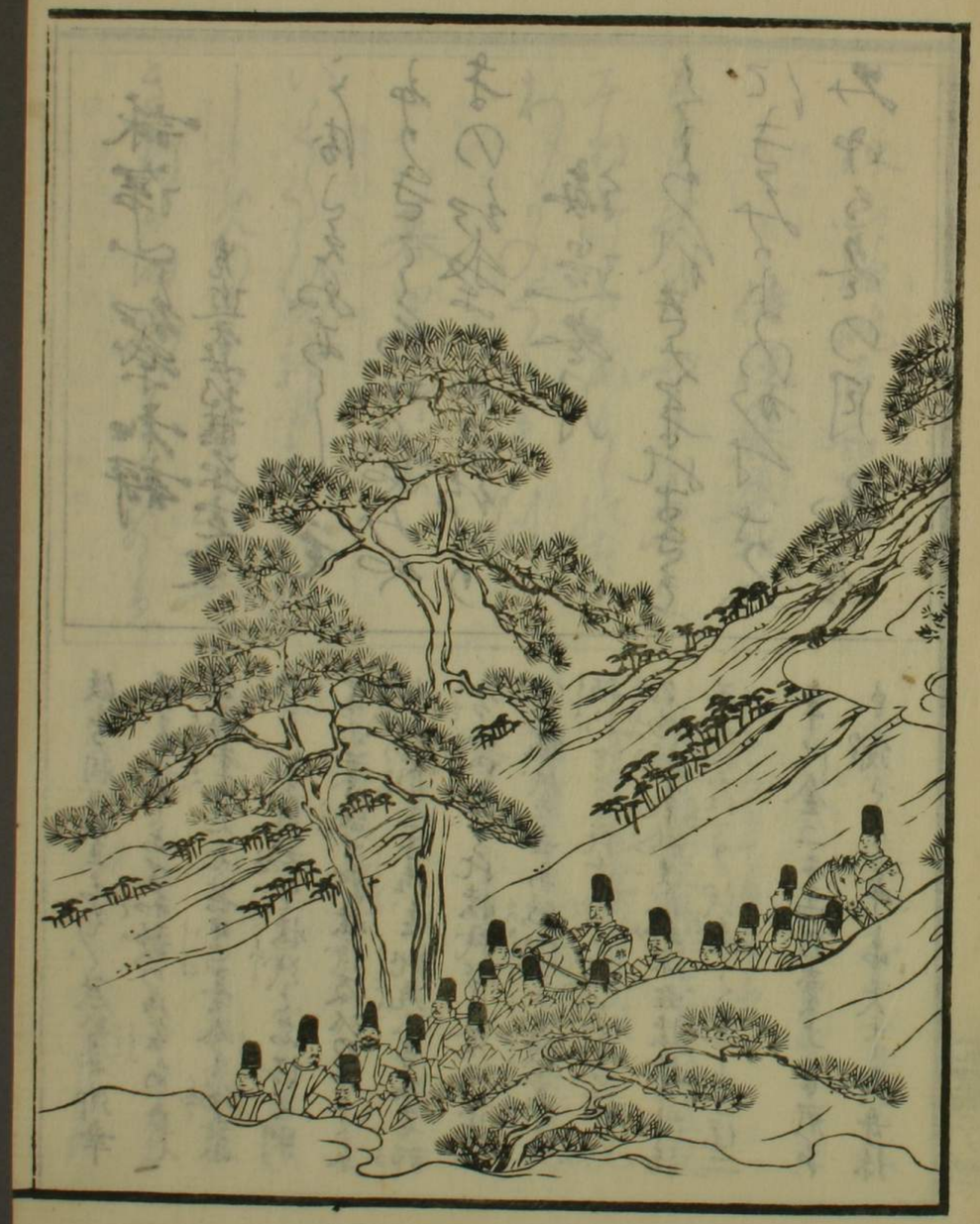

詠海山紙和歌

光俊卿藤原定家

こゝろゝゝ知あり　光俊
かりきこゝろのいれやみや
まの紙をみやき行くり

海邊月

くもわれきえまはきこ
にきみのよのかすさへ
みゆる冬の月　定家

後鳥羽上皇志賀の紙を御幸
あつてあつて和歌の法会ありし
る法華経を入れ其墨書今し保安
傳えられる紙を懐紙と名づく則
家が摹倣せる懐紙及びのちしに
載る切間王子法名熊野王子法名那
智山法名千代懐紙片是より世家
の懐紙を世に称するの始なり
扨また紙を漉く法宮ひみ吉今
名物類聚抄に那智の懐紙の寸法
等を記せる紙幅に書一四保二
年に金二千両乃賣上を形を
も幾ばくを天下乃奇珍

詠山路桃花和歌

侍従藤原雅経

[illegible]

暮里神樂

[illegible]

と云ふ又建仁元年十月孫代
まる和歌会と歌きる巻中に
歌をのとて奥ちか
後鳥羽上皇熊野詣幸の懐紙を授
宮七年青蓮院宮副状を宮有之元
龜二年壬申切及抗元亨記ゆ之宮
家の懐紙を和ゆ
とゝて其他十一枚世に傳る代々
古とゝ代代保下り
載ゝ又雅経この手法を賞文の頂戴人
の墨ゝ為ゝ為て草家を術事とし
年月法かゝされどゝ紙ゝ
懐紙の法ゝ也ゝ原ゝの人の藏ゝ

◎内原驛

長秋記云

長兼三年二月五日乙酉己刻於内原借舍有晝養事元儀藤代也然而依日高過之於是有此事也過雄山間遇法眼行寛其後不經程遇實須得業畧扈隨

人車記云

仁平二年四月十四日戊寅畧或人云今度御熊野詣毎事不吉御上道去月廿四日夜於内原御宿夜中御屋形焼亡

付油草云云

名方濱宮

日方村の南に樹を植る人家を名方といひ名方に浦の條下を稽崇神天皇五十四年天照大神吉備とを山陽道の三備の名方濱宮に遷坐し送家重紀に地吉備と地名方とを混ずれども地名方は今の葡萄森にあれば遷坐乃地と今の名方濱宮に遷坐し又備後國名方郡に遷坐し

紀四編二ノ五

名方濱宮を地名と事社とも

本國神名帳云

伊勢部柿本神社

天慶大内神と山陽道の條下に吉備を山陽道の方に遷坐し

名草郡地祇伊勢部柿本神

塵樓

欠改の頃名草浦に蜜柑樹

紀直祖刀自賣故居

今濱名方下に藤代乃人

日本後紀云

弘仁二年閏十二月乙巳十五日紀伊國人紀直祖刀自賣之子嗣宗言天下之人皆兼父姓身爲公民長爲調庸而嗣宗獨身無所貫父背課役是以欲附母戸外戚不許且爲他子假濫有

制伏望因親母之居賜藤代宿禰勅賜吉原宿禰貫于左京籍

藤代より北方二里ばかりあり藤代石橋を渡りしてそこに石橋を渡るなり藤代石橋を渡りて名草海部二郡の堺となり海部郡の地なり父の郷里なり

海部郡

藤代峠を以て名草海部二郡の堺とし海部郡の地なり三郡なり

藤代峠より南二十八ケ村あり甚地なり海部郡に屬し

加茂谷

仁義院村二ケ所あり

藤代峠より坂路十八町北東すなわち

○藤代峠 名草海部二郡の堺 峠の茶屋 峠を過ぎ海は峠までを海部郡の地なり

○山名氏墳墓 ここを一丈許の五輪塔 石塔峠茶屋の傍 元禄頃の墓 山名氏墓の墓 旦氏清 氏清 父子 義東 義理 八原出山名氏の族 義挺の墓 義挺

○池藏峰寺 峠の上 天台宗 永享十年心下の文書を藏 石像の地藏尊

流を鞭さす上代振乃太宰 頻繁 文より云

勧進聖楊柳山心静

元亨三年十月廿四日

大二薩戸撞守行経

○御所芝 地蔵堂の西半町許 今は畑 山人伐て 乃時 山の地 畑 畑 畑

橋本土橋邊の図
橋本王子

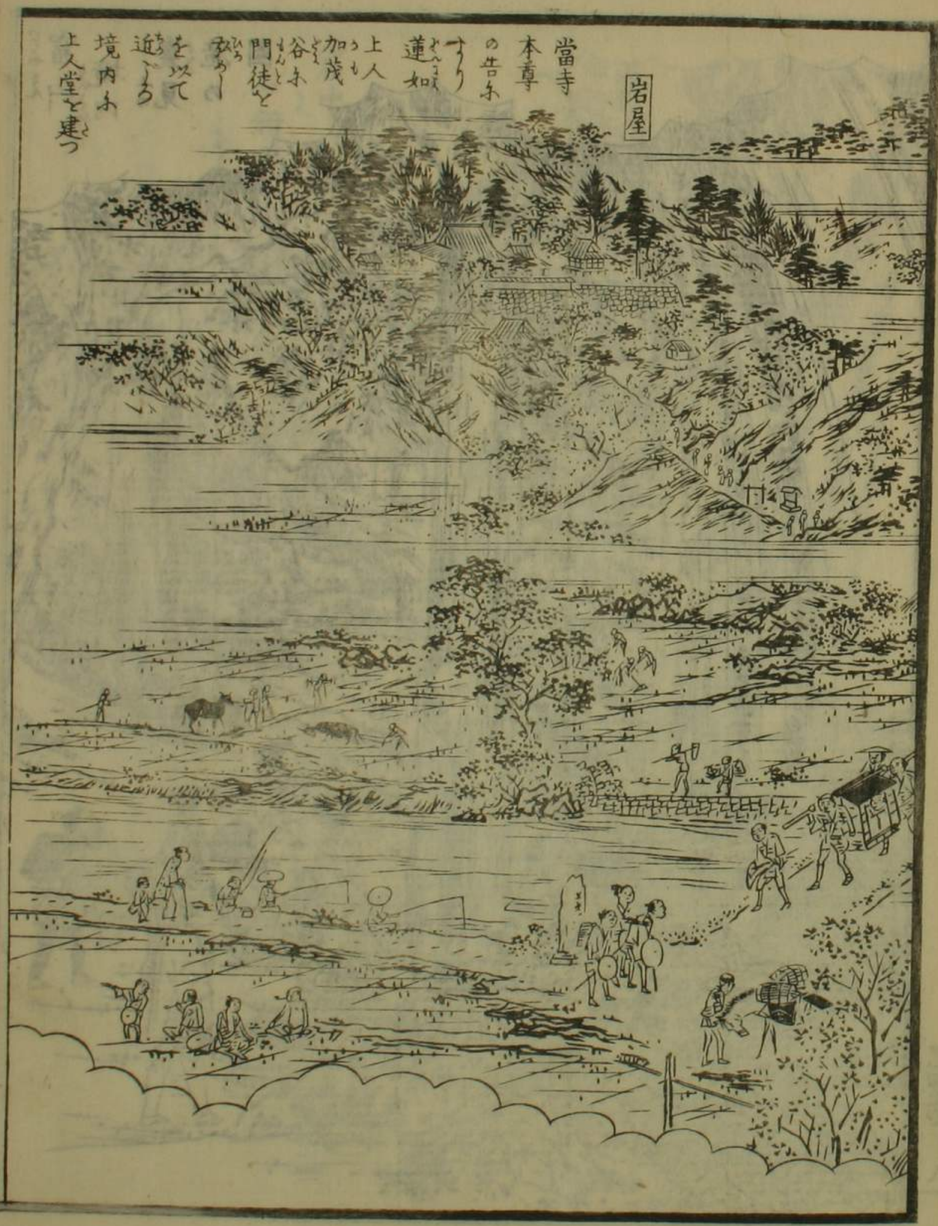
岩屋
當寺本尊の告示すり蓮如上人加茂谷示門徒となりを以て近くの境内示上人堂を建つ

窟山境内
裏見の滝の図

窟中に石鐘乳あり

[illegible]

入色も先伊申奈至々れも紀伊国之森 山東北

出海人森ゑまる 山東里を隔り 二十余年を暫く法施を事

[illegible]所願果就と行掌して帰路上を経へハ眺望

[illegible]藤もこゝ雲籠りたる雲日ゐ[illegible]升て陶

[illegible]ど書ふ[illegible]ものを[illegible]出て[illegible]乃方を見渡して

[illegible]ぞうさ[illegible]下文和[illegible]浦 五津金 以上の浜

[illegible]肥[illegible]の[illegible]を我[illegible]典四浦 今宝[illegible]上の浜

もと[illegible]とありしをおとよ[illegible]四浦 日[illegible]ふ慈乃[illegible]木の表

べし[illegible]て地[illegible]ふかく[illegible]に[illegible]里よりを典と[illegible]

石川主殿頭母岩屋詣記

右乃[illegible]ふ[illegible]の芝と[illegible]や堀[illegible]ひ[illegible]

ふ人し[illegible]ふ他ふ[illegible]ふ[illegible]の光も

うぶいかく人いかれる[illegible]流し[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]乃小屋[illegible]

[illegible]

[illegible]海士の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

松廬遺稿　藤白嶺上望遠海　野呂隆訓

春海悠々涵碧虚欲晴未霽自模糊空濛々裡数帆

白谷詩鈔　仁科幹

掛一片青山淡欲無

藤白山頭雲伴我飄然両袖半天風行人到此眼如

醉萬里滄溟萬里空

○塔下王子社　地蔵峰寺ハ拝殿土人ハ[illegible]

[illegible]

御幸記云

建仁元年十月九日略道崔嵬殆有恐又眺望遼海非無興奏

塔下王子

○温石 峠より少し南の坂下に巻あり 温石と云ふを焼き堅こうじん

紀伊國 温石

岩屋山福勝寺 寺院より二町許 右の方に高き宗右衛門堂の内に四天王の像あり 素木彫工甚良とあり 此像濱中の石なるべし 寺僧の云ふ 文さ中一寺落ちて少し高所の什物多し 寛永乃頃堂内ゆて一七日乃至後摩訶ありしが或夜中堂外の鈴しを掛きあり 翌朝堂内を探ぬるに鈴板の大かるまの沈二つ 寺内の鈴

裏見滝 福勝寺の境内にあり 滝の大巻曲にして岩下嶮然 そして巻中より岩を穿ち 巻中より岩の背面をうかがひて元和の頃素見して 巻頭の乃めして巻中より 岩を以て元和の頃素見して とゑづけの文字ぞ 猶ほ老松古桜 樹然 そして幽玄 こうぎわか

家集 岩屋にて

ちはやぶる神のいはやの松の葉に 源令綱

石川主殿頭の岩屋詣記

ちはやぶる神の岩屋の松の葉に
うつるさとしをかけてこそ見ん

たつのおちうつ

○土橋 加茂川の橋 村こあり

○加茂川 原東南の二山より流れ土橋の上にて合流し東より来る 堀切 堀切 村こあり

て市ノ郷 橋本村 の川流を越るとして南より来る 堀切 橋石垣を

て方橋 て西へ入る 橋 二里半

土橋より下乃村を経て 橋 入る 橋 二里半

昊昊 昊昊 仁嘗 之濱中人云云と見 全文下略 義 及 仁義と

出し 荘名 仁嘗 此所加茂川の上流 ありて十二村 九 今八望 柳

引尾 百垣内乃四村を 専 仁義と

いへり 薯蕷 李 を産物とし

仏園社 橋本村乃東 弟橋四村 ありて 殺舟山 光雲寺 阿弥陀仏

宗西山 瓜 より 文 中 阿弥陀 上人 法 濱中 荘 小原村 木 彫

阿弥陀 木彫 を 本尊 元年 八十 五 歳 濱中 阿弥陀 乃 像 乃 像 橋

像下 木乃 寺内 石窟 窟 あり 石塔 三基 を 窟 に 於 を 逆修 の 上人

文 中 七 七 四月 日 左右 を 寺 阿弥陀仏 妙 孫 孫尼 とありて

当時乃地 を 未 乃 碑 より 文字 磨滅 して 漢 ぐ

引尾村立神社地奇巖の圖

凡許慰皆以石爲神
凡神嶽叢祠之靈皆
有巨石數叉雜立設
香爐炷香燭於前燒
酒設牲菓祭慰皆就
石敢供不設神像也
已中山傳伝採不書
之[illegible]

立神社の
廣前にて
雪祭踊を
なす図
踊哥多く
あり其一
杉の
木立にて
月入れば
くらし
くもりて
あがる

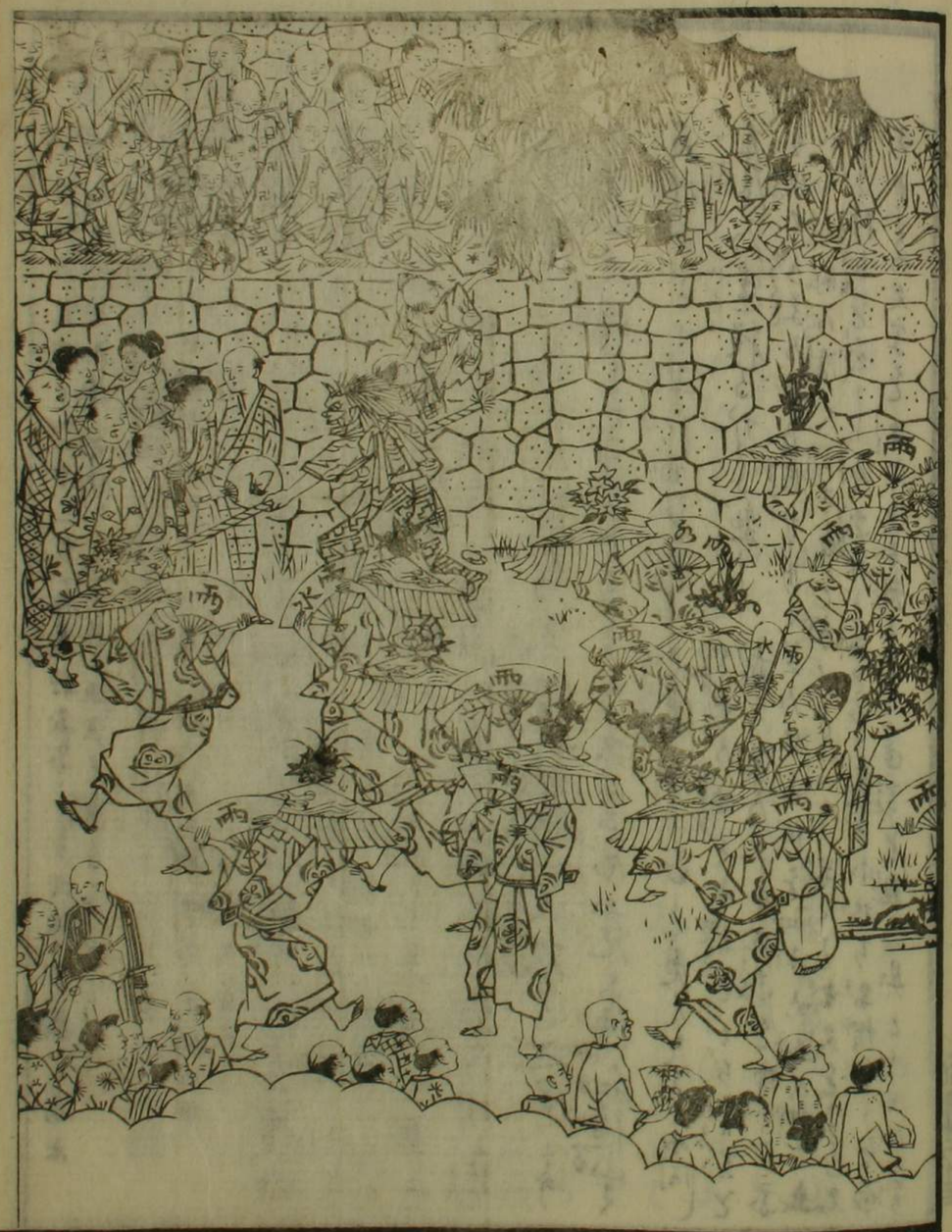

仁義越 同村乃北峠なり十三町石車形岩あり此峠を越え南方
[illegible]畑等を経て五四町石垣戸ゝ続る所なり

松尾滝 引尾村乃東山ゝ
あり高さ一丈許

立神社 同村乃小名尾敷ゝあり仁義四村乃産土神なり共祇神
を祭るといふ加茂神社の縁会考ふべし 例祭九月五日

鬱然たる林乃ゝゝゝゝ奇ゝを霧巻ひたる流さして立神と
称ふ其一を言さ云丈体拾八尺許原さ一丈汗絶くとして
を吹に似たれんと似るが如し西の神突出て多番乃もの
といへりと其三抗衡乃形なり 岩を立神と称西
て祝まる所乃事ゝ及び注ゝ多し 当社例祭乃外は旱
強乃年ゝ当まて四方の民ゝ参る社あり乃大枝を廻るゝ
雲祭祈願まをかゝもゝ出雲風土記ゝ神名樋山ゝ
石神あゝて旱に雨をもとめ雨零らしむと見えたるゝ同じ
古風乃遺称なるべし

[illegible]

ゝゝゝゝ

大窪村ネ
ア祝セル
木村先生
當初貧
困流離の
民を集
め己も共
ネ耒耜を
とり百方
勸農の
圖

加茂谷の諸村にて
蜜柑籠を製る図

此支元和の比より
木村氏在田郡
田口村にて製
造の法を学て
大窪村の民
ふせをつくり
はくろを
ゆるまり
始まれ
りと
いへり

○橘本王子社 橘本村にあり土人傳いふ 白河法皇御幸の時當社に
酒肴を捧げ奉りて橋の下に一枝を插奉りて入供の山乃
月を入るこゝ[illegible]
[illegible]

○薛坂王子社 橘本王子の南三町許坂上にあり 社殿なし 按の左にあり
御幸記云 塔下王子次参 栂下王子 栂ハ橘の濁なり 次参トコロ坂王
子次参 壺王子

○市坪 橘本に橘しくるる村名なり市を俗字にて四地乃
坪紀乃才一の坪より 波北る名なり 市場大窪三ケ村の產土
○山路王子社 市坪村官倉乃西の傍にあり市坪 常樹大窪三ケ村の產土
神なり 此者池に一つ壺王子といふ 今金花氏元祖の頃の流
大窪村產土神乃境内にあり乃 [illegible] 此村產土の
木村先生祠 吏木村八戸大夫といふ 拾地乃 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

白金山

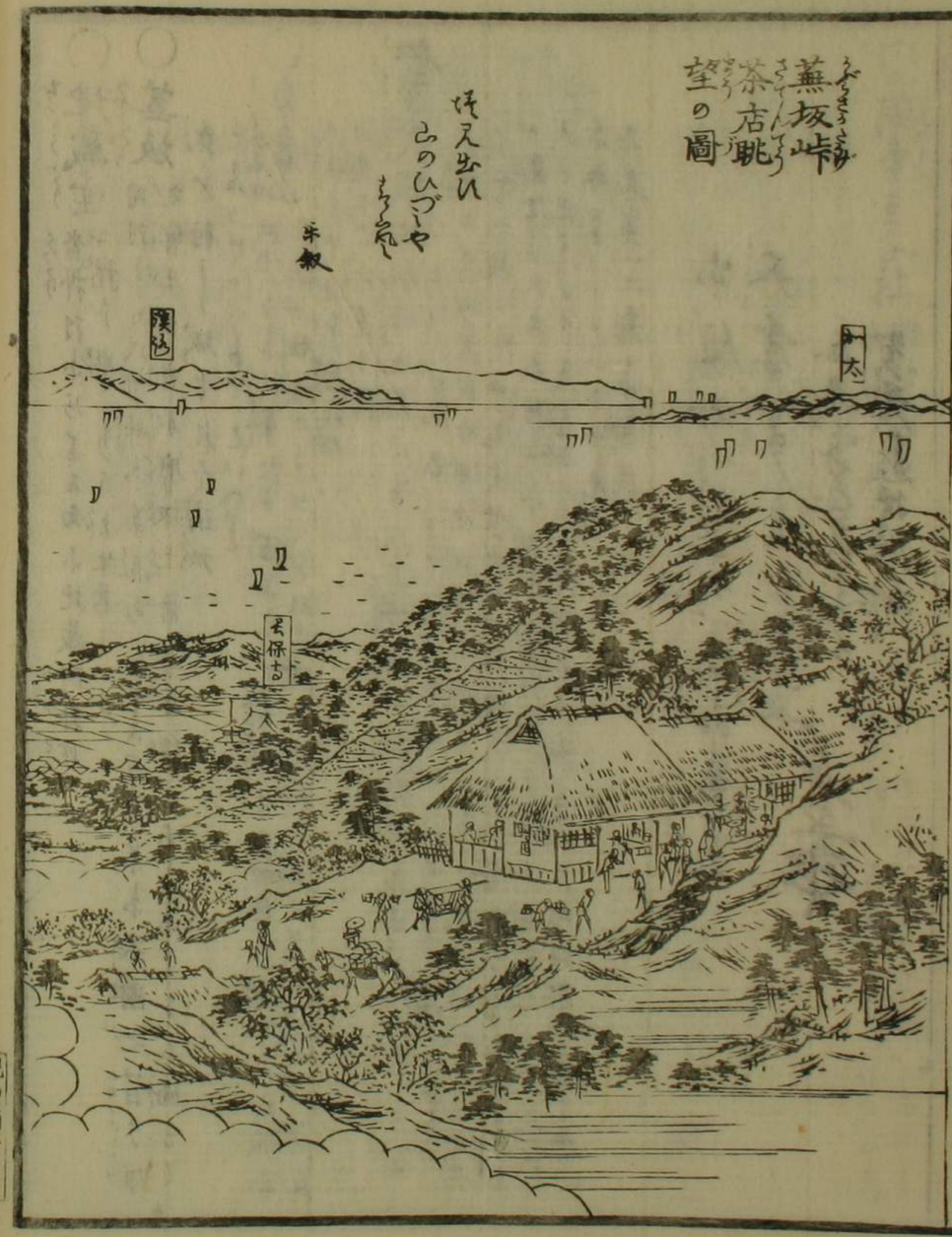
蕪坂峠茶店眺望の圖
雲仙
武藤

梅田釋迦堂
加茂神社
糺の森

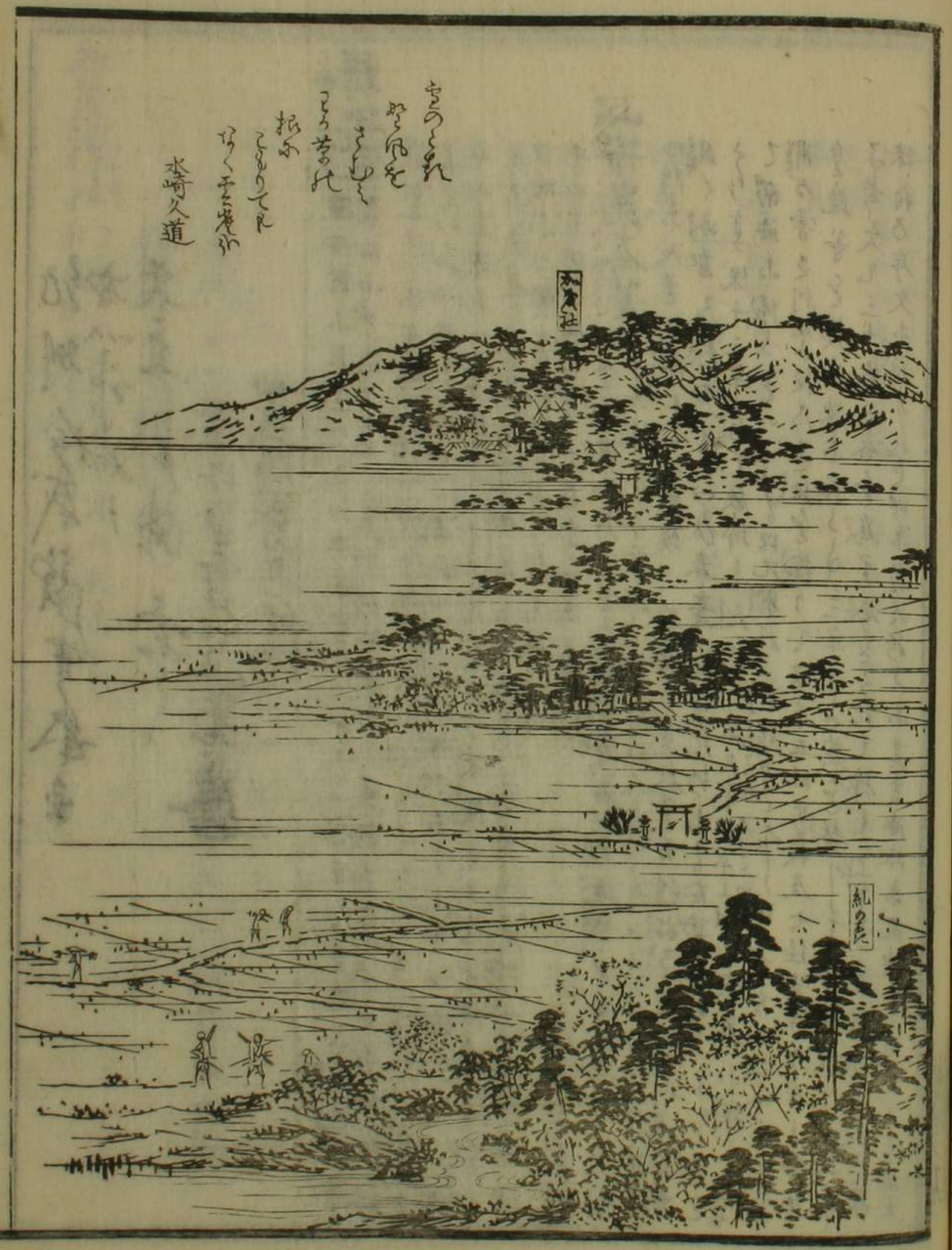

ちのこれ
ぬぎ風を
さしむ
ころ芳れ
拾ふ
こりりてれ
ひく手を巻ふ
水崎久道

紀州名所図会

天氣

正平

釋迦堂 梅田村にあり宝花山廣福寺と称す天台宗なり寺伝に曰二年
紫西に当り乃宝基とする所也加茂氏乃著梶木そして七堂伽藍の地
なりといへり今殿に大石乃稚迦四尊乃像あり又栄西自作と称する
ふる木像あり又紀州名所図会に又大なる木牌に文字を彫めるを掛し
そなへ大墨をもたの伽藍絵巻に見へり又大なる木牌に文字を彫めるを掛し
日向に小土賢房に彫工をもむ文禄三年
仏中末孫玄快とありて此ことなるあるべし

山井崑崙墓 同寺乃墓地にあり山井君彝名八郎通称を善六と称し崑崙
の門に入て反復して西席侯乃文学部小南村の人にして江戸に学し徂徠
既く称せし乃舞あるといひ春臺が湘中紀行にも墓碑あるうとを載せ
こり享保十三年病て故郷に死れしとい共人に徂徠集に疾を荷
て南海に帰らんとへいふ此比騰れる古墳かくて世人に書の拾合に力を
用ひ嘗て利喜多校乃書址を探りて朱本五経正義及七経孟子を手に論語
皇疏等を模其地に留る三年その蔵書を聲して帰る遂に七経孟
子考文九三十有三巻を爲を命ぜられて帰に勉強若心乃状
徐翁乃序文に詳かれて此に畧に於る其書海外に流傳し彼の土にても大

あるこれを奇賞せり亦に鼎が名を亦噴々ならそして近時頗来の書中に称を
こり藩士中原氏が孤を続異稿日本傳に悉書りこれハ僅に此に其一章
を撮り

學經室全集

刻七經孟子考文並補遺序

四庫全書新収日本人山井鼎所誤七經孟子考文并物觀補
遺共二百巻元在京師僅見寫本及奉使浙江見揚州江氏隨
月讀書樓所藏乃日本元板落紙印本攜至杭州校閲羣經頗
多同異山井鼎所稱宋本往々與漢晉古籍及釋文別本岳珂
諸本合所稱古本及足利本以校諸本竟爲唐以前別行之本
物茂卿序所稱唐以前王段古備諸氏所齎來古博士之書誠
非妄語也又曰山井鼎等惟能詳紀同異未敢決擇是非皆
爲才力所限然積勤三年成疾幾死有功聖經亦可嘉矣下畧

徂徠集 鼎也母鑽播南紀人也南紀物也

南州嘉樹石甞栽生子欲如屈原才廼以陸郎懐裡物

慇懃千里饋吾來

加茂神社 ト村にあり七ケ村の氏神なり社殿甚小なり

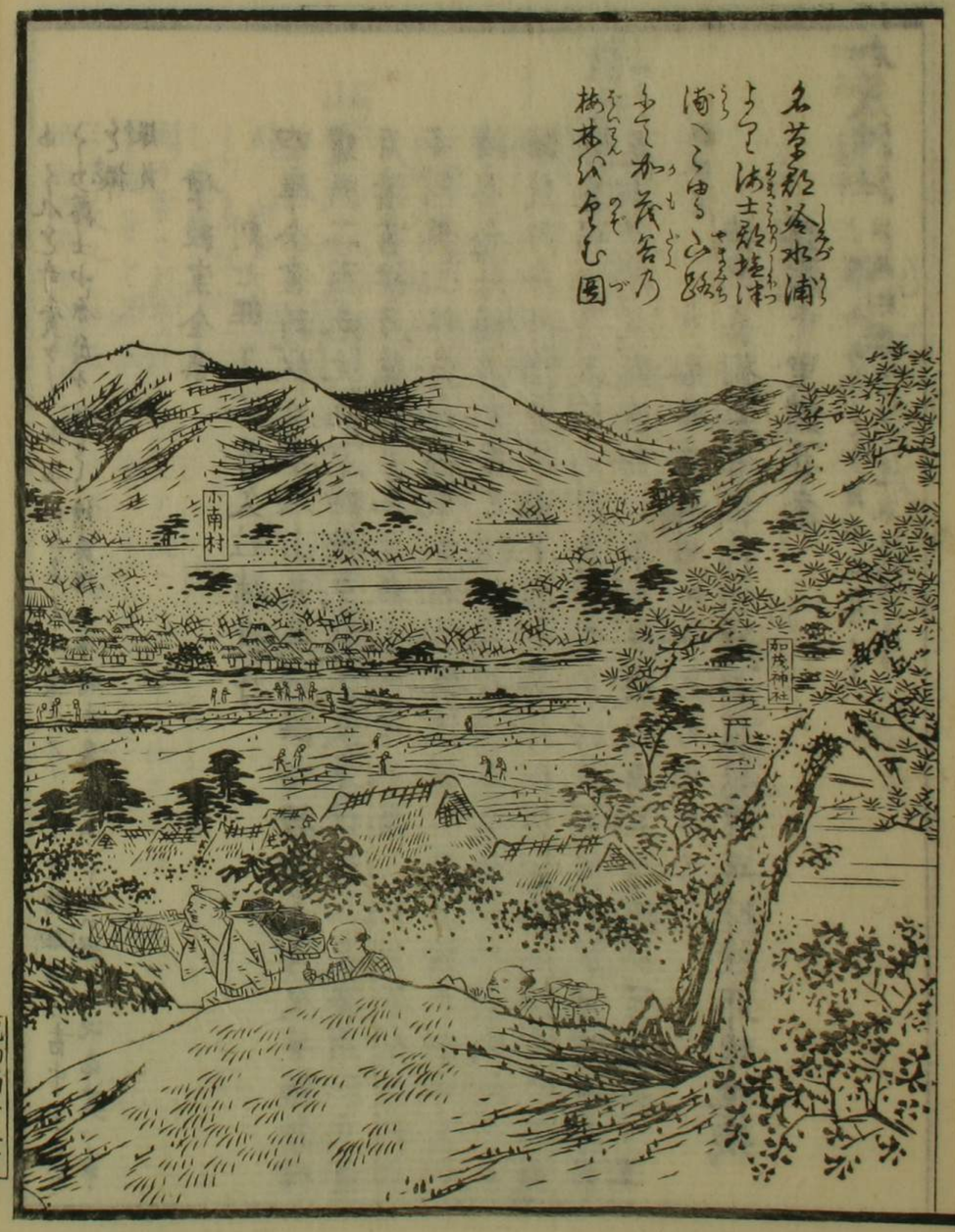
小南村
和泉神社

濃田の滝

八幡宮 合祀仏菩薩 八月十五日

百練抄に寛治四年七月廿三日加茂上下社被奉不輸田
六百餘町為御供田近日稱有夢想依御願神税不足也
又令置御厨於諸國と見えられば其頃此地も山城の加茂
乃神仏とかもしらず甚神を遷し祀るる又正平天授
の文書に加茂氏の人わらも地名にも出づる氏なり絶ば加茂谷
乃名も猶在く神社もまた絶ぬ矣さ結生かんの社家乃
傳に欽明天皇乃御宇山城に加茂上下二社の神霊
を遷し奉り因て此地の總名を加茂谷と號け郷
中二神とも産土神と仰ぎ一に云て下加茂神を
祀る引尾の岩井山に上加茂神を祀りて祭りあり社
の神輿中村に神幸ありしを任世を武
度しても社領かくかれまとい へる拓加茂神を

延喜遷都に不至居の結護として祭祀あり殊更あるを
しるべ神仏とも結ぶを紀を結へ星和名抄の
名に加茂略記かとい地の結あり多くの尾
多絶じ由社も消へて おるべし ○八幡宮と加茂氏の長
と率し頂軍神に祭祀るかゝ天文十八年の棟札に
大檀那加茂大夫春宗造立とあり 別當神宮寺といふ 天台宗かも

梅林 加茂谷のうち 及仁義の村中に 梅の頃 花の盛 其の頃 村中に 眺らも 梅林 入勢
を 梅 梅 に 戸へ 宝迄
花肉多く氣味 こゝを以て 嶋世 業 れ

老衲縱喚老衲癡雅人自有雅人知 長保寺桂洲

梅樹花開梅樹詩
年來未改年來癖

津田瀑布 小白村の東三町 山中 神云
雪本 ゆ 谷 あり

冷水越 下村の北山を冷水峠といふ 南麓 茂代峠
乃峠 坂を 下れて 佛ちる 水流 つるとは
去 谷の西の 渓 水 実 出 肉 傳曲を
して 岩 鱗 り 因て 村中 紅花を 業とす

大青浦

大寄浦の図

夫木抄　前中納言定家卿

[illegible]

[illegible]

大崎乃浦

名寄　光俊

[illegible]

[illegible]

大崎乃浦

[illegible]

大崎乃白石ハ古書ニ紀伊ノ白石トアルニ公ヒの玉藻ニ用ル[illegible]ハ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]ト

大埼乃神之小濱者雖小百船純毛過迹云莫國

按ずるに此歌天平十一年戊寅石上乙麻呂卿配土佐國時の反歌なり待乳山は大和紀伊の堺なれば和歌山なるべし

ほゝ[illegible]いふべし然れども恐の坂を大和の河内へ越る坂なるべし

同十二

大崎之有礒乃渡延久受乃往方無哉戀渡南

この歌は紀温泉行幸の時なるべし此地を紀よめる歌なれども

白本濱

大崎浦の南一町許の本濱を本の名所と[illegible]

方便海

説下に[illegible]

塩満者如何將爲跡香方便海之神我手渡海部未通女等

法弘乃方便海を紀の名所の名所の名所を[illegible]

方便乃海流の方便海

白石

大崎浦乃白石の方便海濱を白上蔵

伊の石帯

又大崎の石と[illegible]石質純白[illegible]

水晶のごとく[illegible]

延喜弾正式云

凡紀伊石帯隠文

貞丈云 革帯に着くる玉石に有文玉無文玉の二様にて有文玉は画文あるを[illegible]

其画文を刻[illegible]くりぬきさるを[illegible]

裏東抄に陰文を隠文と[illegible]

法[illegible]

いへる

王者及定摺石帯參議以上刻鏤金銀帯及唐帯五

方の川口ふて
白魚を取る圖
白魚や
多くいるくれい
ふんゆれる
四時定稿

位以上並聽着用紀伊石帶白皙者六位以下不得用之

西宮記臨時部云

紀伊石無文玉等公卿除節會行幸大饗列見考定立后任大臣相撲召合慶賀等時之外着用無文略

映玉雖有文四位五位用之

和名抄云

革帶　唐衣服令云革帶玉鉤今按革帶以其所附金玉石角等為名故有白玉帶隱文帶馬腦帶波斯馬腦帶紀伊石帶出雲石帶越石帶班犀帶烏犀帶散豆帶等之名其體有純方丸鞆銙上等之名革帶是其總名也

梶原城址　大崎浦乃山上ニあり至今畑地となれり　梶原村　梶ノ木村

産物白魚　方村ノ加茂川の海に多く獲る

塩濱　加茂川にのぞむ　塩乃浦出つ　方三尺許乃井

硯井　同村山麓の岩に有り　弘法大師の硯水

紀四編二五

粟島神社　同村小名中ノ島と云ふ海辺に鎮座す

丁村　同村の東に居り　地名ハ近江國ニ丁聖あり又越中ニ丁の郡とも

廣中郷　和名抄及雲芸記下巻中に連祖父麻呂者海部郡廣中郷人なりとも

乃仁我濱中二荘ありて今加茂谷の孤名なり

又濱中村とあり也ハ擬れバ仁者乃

慶德山長保寺　上村ニ

本堂　方七間　本尊　薬師如来　額字　右多寶塔　東護摩堂　左横世雄殿と書させ

食堂　左阿弥陀堂　右鐘楼堂　大門　金剛力士あり

本坊陽照院　子院　専光院　福蔵院　最勝院　本行院　地蔵院　西福院　西南院　明王院　普賢院　明慈院　吉祥院　以下の七坊今廢すと　沈之坊　以上十二坊普賢院

寺傳ニ云　一條院の勅願所にて長保年中の草創なり

故ニ寺号と長保年号を慈賞大師の門徒なりしを

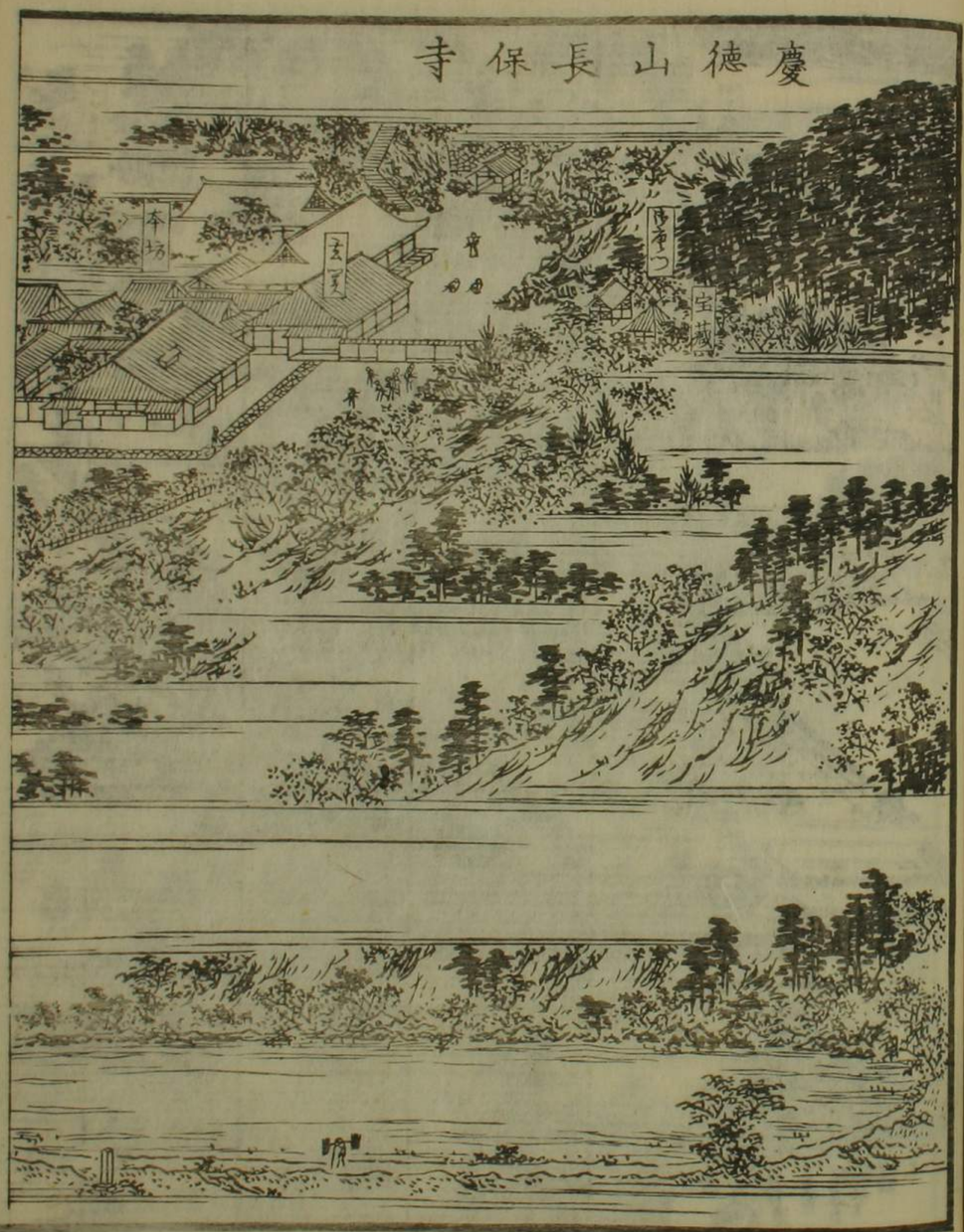

應永年中ハ公ヲ主ヒて玄宗ハ改め七堂伽藍ヲ除十二菩寺
ハ中ハ嘉元法華ヲ除ハ寺ヲ廢し禅宗ハ除官ノ乃新ヲ除ハ
絶失して一寺遺るもなし〻〻と〻〻貫文六年更ハ玄宗
ハ復さしめ給ひ除經を加へさせ給ひて第ハ兆域乃地と為
し給へ王大門乃額ハ慶徳山長保寺と書し給ハ為ハ
世四年六月一日勅法院宮御筆とありしを然るバ今の堂
舎を應永年遣の使なりしぞし様字筆体ハ正徳の佛
ゆしとい〻へども規矩朴質ハして古色保あり亦王室
といふ無し〻〻什物皆 園君より御寄附の名品ハして
挙て為へうし

家集 正月十日濱中長保寺ヨて

九重たゆかりさてなほ紙をひなくこゝるをの山る 源令綱

同

さゝこうへる花の岸もみ〻ぶこむる名れ和山の樣八 同

題長保寺

永田平庵

其二

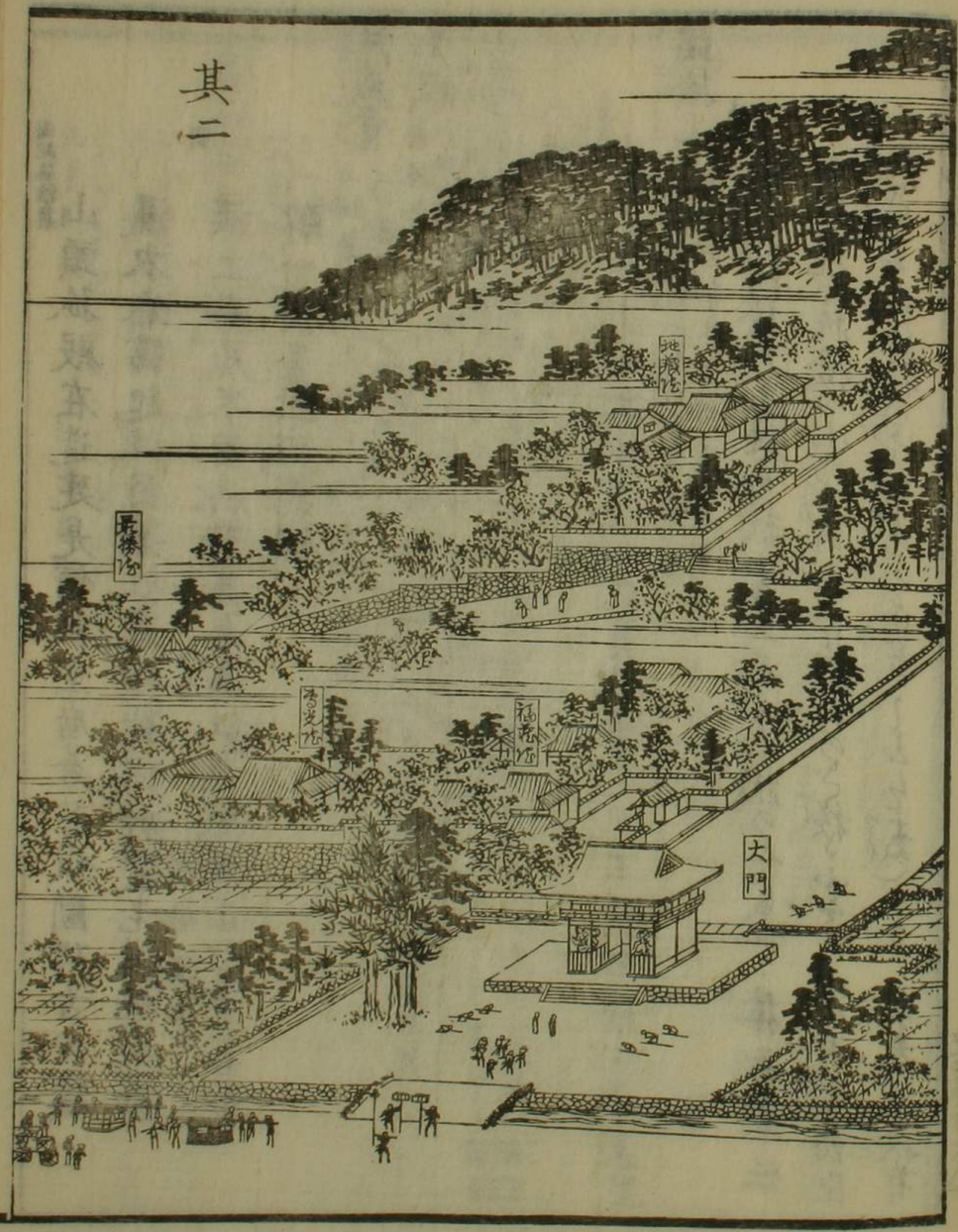

南紀風雅集

山頭孤殿在造建是何朝空庵蒼苔鎖斷碑古心揺濕衣春靄起注目暮江遥四顧傷神霧老僧獨寂寥

浅井貫齋

同

溪上幽居不用扃靜兼魚鳥欲忘形滿山紅葉皆如醉一樹青松似獨醒

地蔵堂 小畑村ヲ坂ノ下ト称ス 乃基と云ふ 委も隠乃人 ナリ 石碑あり

ヲ坂 同村乃北にて峠を左西に北の堺とし万至墓の小為手山を

小為手山 万葉集に妻都ありとしへれど今の墓坂ぞこの山なるべし安太

へゆくと云ふ同名ハ此

安太部去小為手乃山之真木葉毛久不見者蘿生爾家里

緒捨山 名ハ知れず 小為手山の麓の侯より出て

陵友拾遺集

去玉ハ緒捨乃山陰有新ふ為て人の〻〻樹の下〻

同

夕さ〻ぬ〻ぬ緒捨の山乃雪の上に木葉のしの〻ぬ〻

藤原基任

源有家朝臣

前参議敦有

紀四編二 一五八

家集

夕ぬ〻みてう徒久る葉小紅と云くの山の樹の下〻

家隆卿

見ぬ久ぬ〻ぬ〻ぬ〻

宛行　御室御領摩耶殿内薬師堂

当[illegible]公文宗景　別当藏寺

右彼別当藏者宗景可令進止者[illegible]百姓

等寺[illegible]作件

[illegible]八月廿日

西福寺

足利尊氏公草名

右軍勢并甲乙人濫妨狼藉者

[illegible]

有遠犯輩者[illegible]状件

建武三年十月廿七日

桃御殿跡　椒濱村小字[illegible]

今畑地と[illegible]

南朝風雅集中秋陪明公遊桃里看月　永田平庵

風拂雲焔月正圓江流千里泛金盤更無一物遮清影

應是乾坤別様看

地蔵山　桃村より七八町西海中にあり

松樹蒼々[illegible]西方に子四一町半許

あり其小岩石稜々として美観[illegible]

地の傍の西海上十一町沖にあり

沖嶋　[illegible]

[illegible]

賞[illegible]

左大臣長屋王墓　[illegible]

聖武天皇の御世左大臣[illegible]天平元年二月[illegible]

[illegible]臣君[illegible]中臣宮[illegible]連東人[illegible]

[illegible]して霊[illegible]

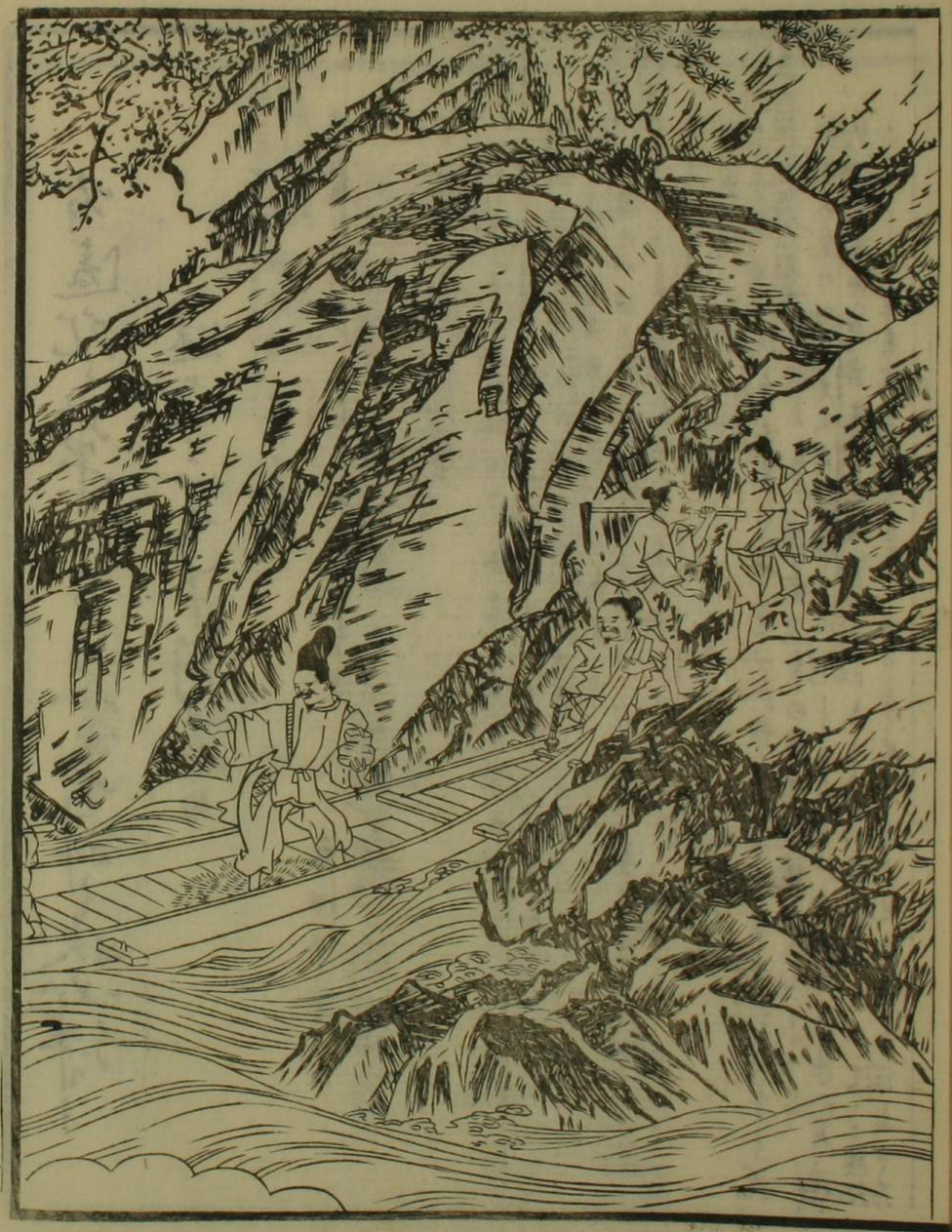

左大臣長屋王の遺骨を土佐國より掘村の奥嶋ゑ迁葬むる図

此支霊異記及扶桑畧記今昔物語等ゑも載せ〳〵

萩園集

ひろ原の去りそ
ひぐけうぐ西ゑ
風ふつ〳〵
えのゑくつさ

麿磨

霊異記中巻 特に邑高德刑殺形沙弥以現得惡死縁第一

諸樂宮御宇大八島國勝寶應真聖武太上天皇發大誓願以天平元年己巳春二月八日於九京元興寺施太法會供養千寶勅太政大臣正二位長屋親王而位於僧衆之司時有一沙弥盤就盤供養之處捧受級親王見之以牙冊以罰沙弥之頭々破流血沙弥摩頭打血怖失而急不覩所去不知所法會衆道俗偷唇之言凶之不善矣逢之二日有嫉妬人讒大皇奏長屋謀傾社稷將奪國位爰天心瞋怒生軍兵陳之親王自念无罪而被囚執此決定死為他刑殺不如自死即其子孫令服毒藥而絞死畢後親王服藥自害天皇勅捨彼屍骸於城之外而燒未散河擲海唯親王骨流于土佐國時其國百姓多死云百姓患之而解官言佐親王氣國內百姓可皆死之天皇聞之為近皇都置于紀伊國海部郡排村奥嶋下畧

因ふ云法本椒抄奥嶋ふ作る抄を村の誤鴻を嶋の仮名ルバ今改む既ふ今考物見ふ作る抄を村の誤鴻を嶋の仮名を泛して奥嶋と出を拠ちる嶋の字を拠しとる本ふりて矣を里村のうそ村中の小堂を古屋王乃墓といへる者あるうそ

王乃墓と沈を傳へるうそ

荊藻宮 地名乃南海上ふ藻あり一を木荊藻といふ此を乃加持き宮と因名ルどこの宮を車因ふ

あるてこれとハ矣ものう

在田郡 事記東を伊勢ふ及大和國吉野ふ作ふ沙ふ作ふ

二ふ作ふ沙ふ作ふ

方を山を祖して西乃方海ふ面をう

阿提 當郡の釜名ふり 持統紀三年冬武紀大寶三年霊亀

紀冊生 紀冊門等ふ見えうう 全文下の原くり載ル

日本後紀

大同元年秋七月戊戌改紀伊國安諦郡為在田郡以詞涉天皇諱也 帝王編年記伊呂波宇類抄等の諸書皆同し

因ふいふ天皇の御名を避けて姓氏地名等を改るうを

續日本紀ハ延暦四年五月丁酉詔曰臣子之禮必避君父諱此者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不忍聞自今以後宜並改避於是改姓白髮部為真髮部山部為山と見えるを始めとして　平城天皇の御名阿堤を避けて南部を在田郡と改め　崇神天皇の御名神野を避けて伊豫國神野郡を新居郡と改め　淳和天皇の御名大伴を避けて大伴氏を伴と改め給へる　桓武天皇の御名の字を以て御名を乳母の姓を以て弾正忠或を御名代部を定め給て諸名を永世不使へ給ふ倭人漢風不倣ひて　平城天皇以下擬ひて　嵯峨を遠路ひしかども　平城天皇以下擬ひて　嵯峨を遠路ひしかども　同じさ名ハ姓を用ゐ給へるかゆ然れども御世ごとに姓を改め地名を改めんるいと煩らはしく混しかば仁明天皇より以降は姓氏地名ハ猶もざる御名を用ゐ給ひしかども延暦年中漢風不倣ひて　光仁天皇より　淳和天皇まで　帝ゝ上古の名を復し給へる

古郡名　和名抄ハ後に撰れる書なれ共　延喜式の郡名　美多　温泉　古郡名　嘉祥元年二月癸酉紀伊國在田郡為上郡以戸口增益課丁多數也　戸令ハ凡郡大里以下十七里以上為大郡十二里以上為上郡八里以上為中郡四里以上為下郡二里以上為小郡とあるを里を郷ハ唯名のみ郷ハ上郡とすべきなり　和名抄ハ郷名を挙げる

古券　東寺宝蔵ひ券文ハ伊都郡の郡印八十除ハ捺れ　真髮部山に続入せ　甚　載されぬ　ハ全九ハ多ぐ　券文ハ全九ハ多ぐ

在田郡司解　申係式賣買新田并家地島地等立券文事

合地伍町參段佰肆拾肆歩　惣價直稲參仟漆拾肆束

新田參町佰肆拾肆歩　直稲貳仟貳拾肆束

一所和佐村七段二百十六歩　直稲六百八束

門田五段　四至東至百姓口分田南至細石西至百姓口分田北至義系　直稻四百束　五束八十束

阿弥陀道田百世四歩　四至東至百姓口分田南至坂東西至百姓口分田北至百姓口分　直稻世束　五束八十七束

垣内幡田西圭一段　四至東至畔南至畠西至口分田北至口分田　直稻七十五束

垣内幡田七十二歩　四至東至畔南至公田西至公田北至公田　直稻十八束　段別九十束

大町南圭一段　四至東至圃南至畔西至公田北至公田　直稻八十束

一所丹生村九町七十二歩　四至東至子午畔南至多面畔西至大陸北至[illegible]　直稻二百八束

荒木田二町二百十六歩

中荒木田二百十六歩　四至東至大陸南至紀臣豊徒法田西至百姓口分北至[illegible]　直稻世八束

高苗代田二段　四至東至百姓口分田西至百姓口分南至百姓口分北至大陸　直稻百六十束

島田二町　四至東至坂上清水地南至百姓口分西至大陸北至百姓口分　直稻百六十束

北畔班原田二町　四至東至紀臣常盈島南至畔紀臣常盈庄田西至班[illegible]北至紀臣大盈田　直稻百六十束

一所大宣田村畔田九町二百六十歩　四至東至社弁畔南至紀直塚九反弁畔西至百姓口分北至百姓口分

直稲四百八十束　段別五十束　直稻四百八十束　反別五十束

一坪一町　田村畔田

一坪三段百廿歩　田村畔田南圭

一坪一町二百世一歩　田村右家南圭

一坪三段二百廿五歩　田村右家南圭

一所田村梶原田四段　四至東至紀宿禰千年法田南圭西至紀宿禰千年島北至大陸　直稻四百束　段別百束

家地一町三段　至吉備々　直稻伍佰伍拾束

一所三町　至丹生村　四至東至百姓口分西至百姓口分南至紀臣波自女地北至畔四大陸　直稻百五十束　段別五十束

一所一町　至畔村　四至東至栗栖島西至百姓口分南至紀臣波自女地北至畔四大陸　直稻四百束　反別百束

一島一町　至吉備々中山村　四至東至於北寺地西至紀教至五倉地南至神奴知益地　直稻参佰束　反別百束

右得擬大願紀宿禰真弟状偖已新田并家地島地等依式案地勘法擬都
婆燈大法師位真澄大臣既院老位解状郡加勘察所申有實仍為後勤賣買
両人署名立券文如件以解

專賣外従八位上紀宿禰真弟
父浄六位上紀宿禰　千年

買人新　　〔　〕紀宿禰　貞男

澄刀祢紀直　　成人

紀乾也　　今麻呂

仁壽四年六月七日主帳外少初位下大海連

副擬大領外正八位下紀朝臣

擬少領元位紀朝臣

國宿禰通　買人新

守從五位下紀朝臣壽高

正　位上行文紀朝臣

正六位上行掾當麻真人

從六位上勲八等行權掾伴宿禰

從七位上行大目巨守臣

從七位下行少目秦破連

按ずるに券文に率るゐ和泉冊注大三田小三田聖村のみ
村今之丹生小田の二村のみ然れども其他田地乃字及人名等
ゐ此れ

產物蜜柑

皇國に橘類の生ずるは炎帝未種蒔し神代の昔に根ざし
て海外より渡り來しと雖ども知ること稀にして聞ること

紀四編　三十四

が如くなるを史傳に載せ紀に載せて幾ばくか遥遠
なれども常世の國に索ね海を渡ひ舟に乗りて海内に入
り未墳墓のせざるを以て非時とし紀に今の盧橘乃類
なるもの和州に乳柑と稱するいはの須よりも土人傳に天平年中紀伊國に八代より小村
を清く糸庄に植たりしが天
其頃ふれた近辺の村々にも多く植て義味
重きの例なるべし
橘は谷蓋のさかりなる際まで延長
至乃るに采乃株の乳柑茂林にして今に至て最
大の產物なるを知ぬ其茂時に東風海上を渡りて
阿波の境に至る頃の候に當て頻りに
て紅瞰を漲れて九月に至て九月に至て
遥遠と須てれの至て者ども橘を籠に
孤も少く糸坂に小紅に成て後に
世る紀に大弱に成てこれを
者に後に成てこれより
を納ひ今に至て大体に四紀すようにして百乃籠体に伝土弱に成

南海集
黄柑南土出枝葉亦
婆娑結子五六月金
丸霜後多可同橙供
客不若擷除病若不
及時採其如敗絮何

祇源瑜

其二

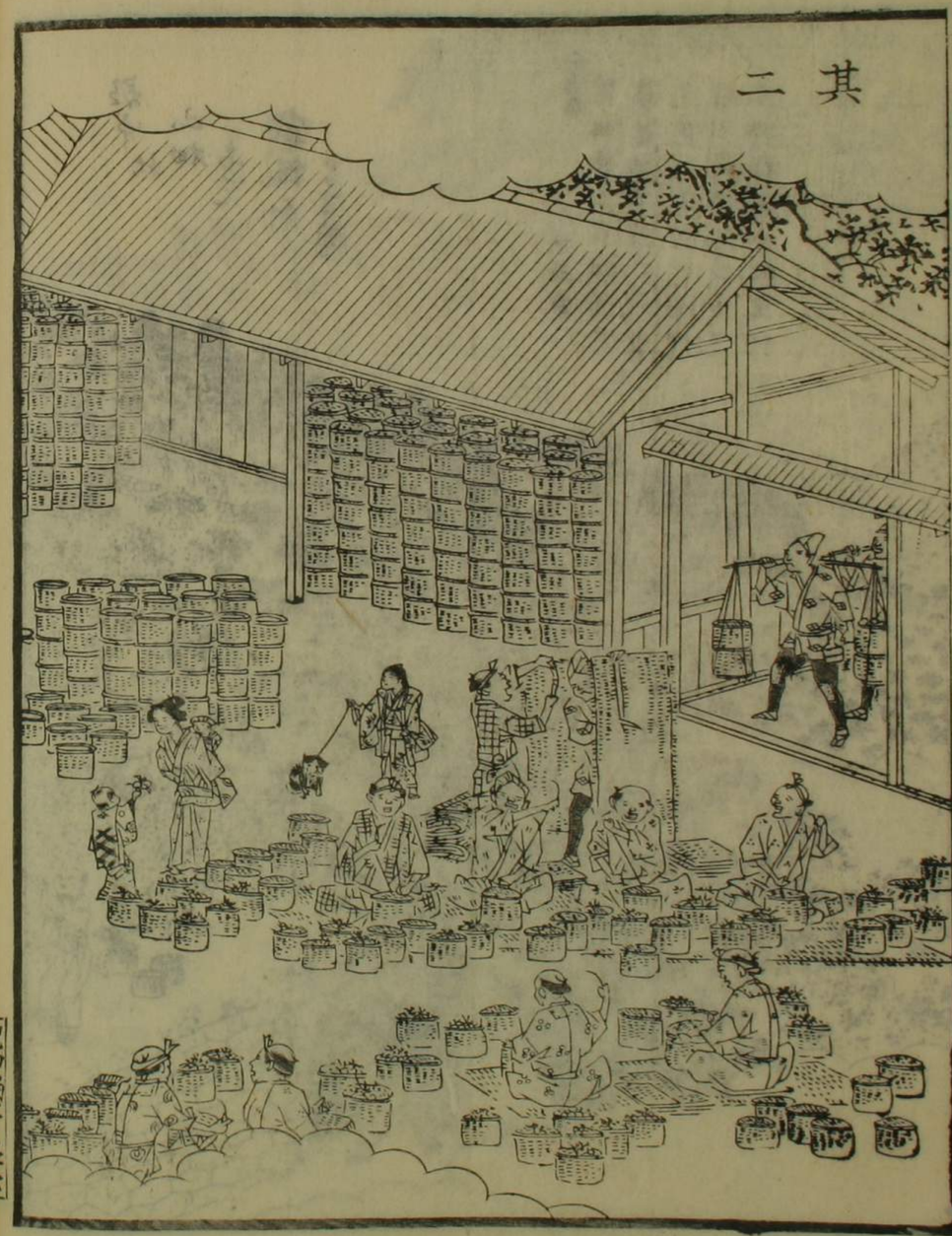

柴義類ふ蜜柑を
山畑よりまた荷ひ来
る庭中にて大小を
撰ミ分ち果子乃
筵に充じ〳〵ろを
角に切つまて其上を
重ひ大事つ蓋上て
いく
家ごのもろ〳〵出
拵のさま大抵ろく
のわ〳〵

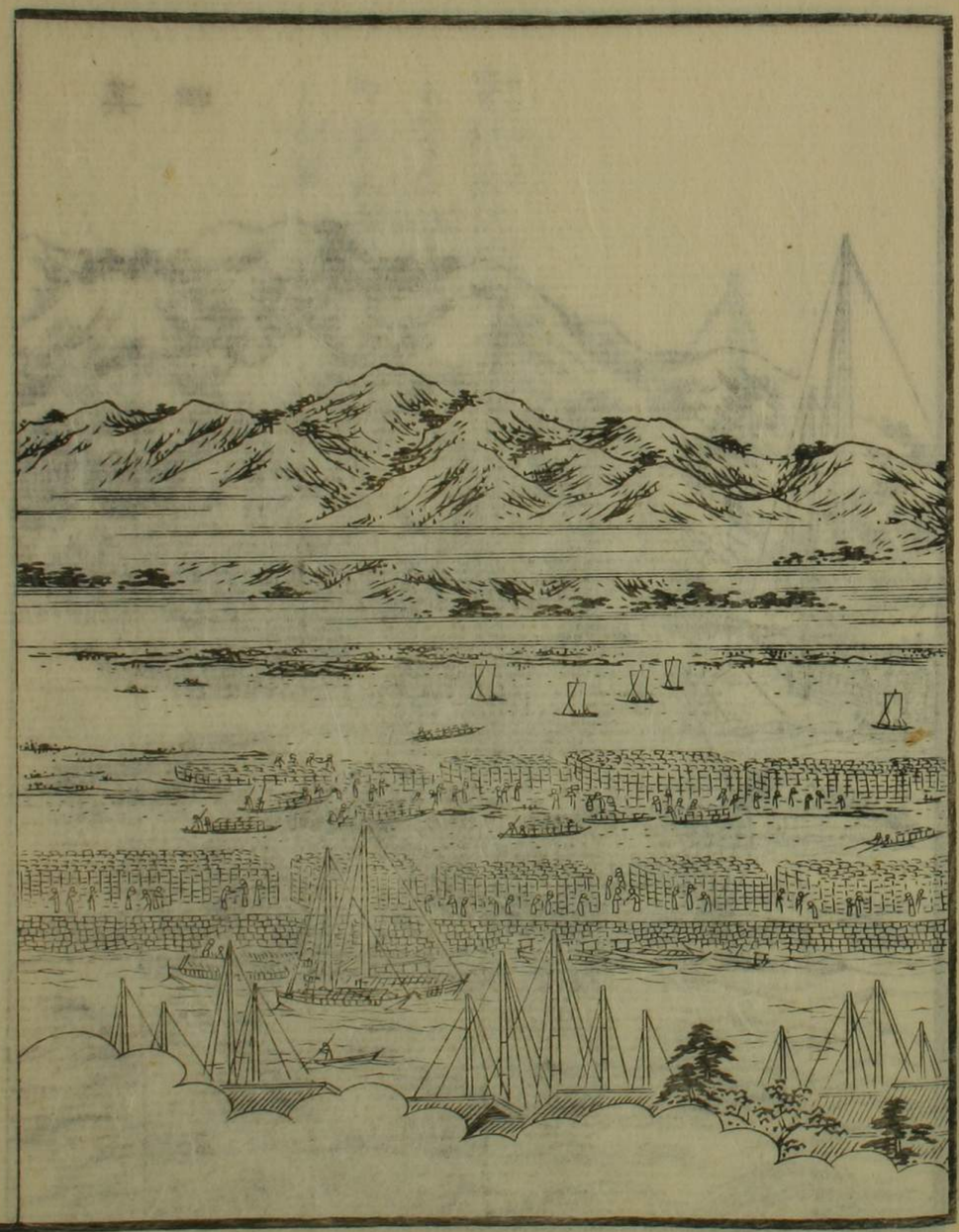

其三

北溪の海口ホ築出し
あらら波堤の上へ船中
往来のつゝ稲溪をる
蜜柑籠を山のごとく
製ふく黒鉄をとゝ
どゝ牡蠣はとるも丸海
法の四ホ元海に

蒸機船小蒸
和のをゝ地をゝ
かゝ乗る大船ゝつゝ
こむ図

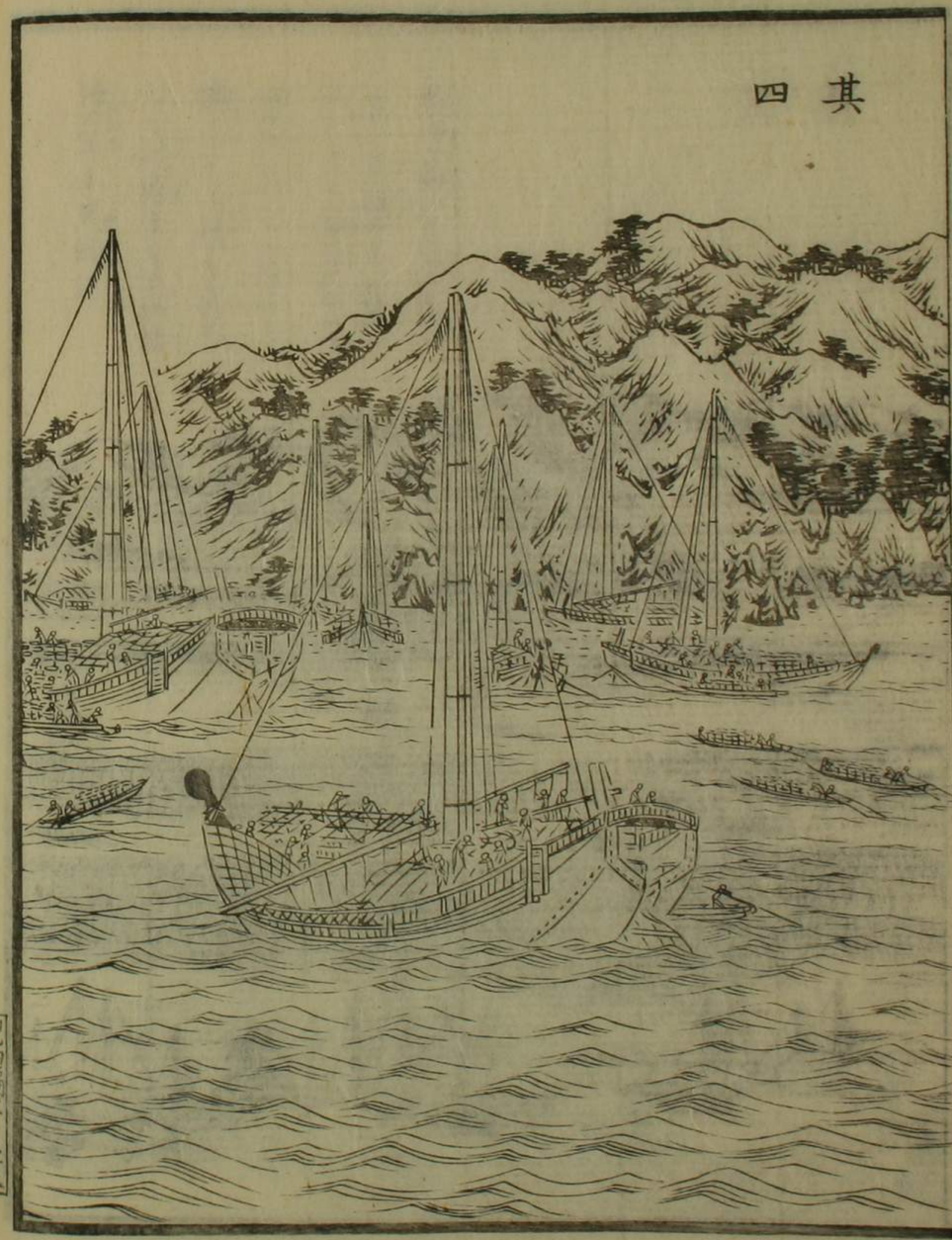
其四

十方終始を通ぜず始終
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を力くめしかさ迄ふ敬中
民間ふ及べるけりといつり

法社駈馬祭日次

諏訪社 田淡莊 七月廿七日
清水八幡宮 山保田莊 八月十五日
生石社 石垣莊 九月五日
丹生社 田敷莊 九月十一日
御霊社 石垣莊 九月十五日
稲荷社 糸我莊 九月中午日
廣八幡宮 廣莊 八月十五日
岩倉社 石垣莊 九月二日
天満宮 長並莊 九月九日
須佐社 得田莊 九月十四日
立神社 寄莊 九月十六日
孫ふ社 物淡莊 九月十八日

郡中之落 俗注ふ法用乃注雅言ふ与五十音の第二音第四音ふて、いふ支俗ふ大りと同じ
其一をいふ類り然るく墓坂ふ第三音ふ正しくいへる事乃万言諸
云注と猶推言のよく見ゆるを見るとい
同じ訓れを狂歌俳諧等の雅體の作と
用を沿る事り然るふ地の半ふ至るまで乃
て笑ふ人ふ此れを恥て人ふ此作
古風の廢頽獨これのみふあ
ふ豈慨歎せざるべけんや

宮原莊

墓坂を以て西北に茂谷の堺
とし 畑地以下ふ村を称ず

○墓坂王子社 墓坂の上ふあり

御幸記 次昇カブラ坂参カブラサカ塔下王子又崔嵬次参山口王

子 本ふ塔の字を抜れ今道間記ふ塔下と即崎ふ
これを補ふ塔下ふ即崎ふ

地蔵堂 墓坂乃半坂ふ位置ふ地蔵乃像を彫
り弘法大師ふ尊ふ大石ふ地蔵乃像を彫
記ふ元亨記乃
四面ふ菊ふ彫ふ
堂ハ是ふ投ふ遣
ふ疫病の者ふ法米を供して立願ふ
ふ霊異記玉坂乃石寺の原に以指ふ甲而作佛像云云
と見えるに十ちて好ふの古附合して勝劣しとなし
按ふ

○山口王子社 墓坂の麓ふあり 神書記の文上ふ
引り寛文記ふハ鍬鎌王子と書り
八幡宮 石垣ふあり文亦云ふ法ふ古ヶ村の産土神
社傳ふ云ふ二七年草創ふして喪亂の世を経て久ふ廢頽
乃ふ成ふりしが弘安七年源乃重塚ふ再興ふ
年ふ源常久水二十三年ふ源順家天文十三年ふ万治元源
某等常ふ敬のあまり宮殿の修復を加へ神領等ふ

玉坂の故事

其の附あるを以て天正年中復収されしと云ふ（原本久保氏家乃至九七比地乃）
しかなり　又正保年中雲祭そこに祭ありしを記せる文
を藏む本社の右に水を神社を祀れり本社神在帳を四郎
小尾を位下水主神と見えたり　（神主文中氏社家也）
人あり

玉坂

（本文記に玉の村の戌の方二十町許に海辺に出る坂を小原坂とさかけとう紙とも云ふ八宇篠仲塔の説
坂の峠の西側に小庵あるて石地蔵を安置せり　堂かりんう
石寺の右にあり　ふしもて旅人の魁一堂かりんう
霊異記下巻）

村童戲刻木佛像愚夫斫破以現得惡死報縁第廿九

紀伊國海部郡仁嗜之濱中村有一愚癡丈姓名未詳也自性
愚癡不知因果海部與安諦通而往還山有山道号曰玉坂也
從濱中指正南而踰到乎秦里當里小子入山拾薪其山道側
戲遊木刻以爲佛像累石為塔以戲刻佛而居石寺時々戲遊
白壁天皇之世彼愚夫笑戲刻佛以斧敎破棄之而去之不遠

舉身躃地從口鼻流血而目抜如夢忽死涼知護法非無何不
恭敬如法華經説若童子戲木及筆或以指爪甲而畫作佛像
皆成佛道復舉一手小位須以此供養佛像成無上道是以慎
信矣

◎宮原驛

（加茂谷より一里半乃村南村川原村を駅ふ之に新町ふ
橋谷ありは地より左四川をわたりて帳ある村で
おりて赤山を越るを是聖乃と云姓氏ふ原左京佐番
に記す彩原ふ原ふ比地より出る人ふもあり）

康正二年造内裏段銭并國役引付云
五貫文　畠山兵部少輔殿（紀列宮原段銭）

宮原宗貞故居（地保かりべ宗貞と同人かりべ一族かりんう
一本明恵傳云）
元久元年良貞逝去了彼中陰間居住宮原宗貞宅（橘要）
八條院固連署云

一番　宮原次郎さぶ――奉

御茶屋芝跡（形樹の西五四川の川ふ一二町の石を左左堅之所書の内
法水ふ流れて比ふも流失し　ハ橘主の神書ふりしふ元改二まの
御奉記云）

九日天晴朝出立頗遅々　暮次入畫養所過御所（傍書云宮原

在田川宮原渡場の図

黄柳渡頭雲
影寒清流不
速受舟寛香
魚秋老腮如
鐵木葉落時
吹浪團

土城大夫

両岸霜楓
一葉舟
連圖難曷
満川秋
急湍飛沫
夜来雨
魚自黄掛
影裏流

小出元明

鵜飼の図
邪元
鵜の舞

云云入小家

○天神社　南村にあり伝云菅丞相の流れ来りしなり東田川の堺なり上流より栗生村の西の山の四坐の神社流れをへて天神一社流れ来りしなり久遠に此地のもの皆社人となる夫より栗生

○左田川　宮本南村より北へ流れ東村にて大流に入る　田の堰　此荘の伝説合流一四反糸永　傳田荘　此荘を流れ海に入る川の流れて女里路口より此所まで九里

拾玉集　吾をいとふ人のなかるべきなれば左田川岩本伊勢くらべてぞ見る　慈演

此所に名を左田の名地なり　左田川の古名なり　丹生の河乃速流の歌かくれば此川の名なり

安諦川　左田川の古名なり　丹生の告門又又星尾林光寺に藤の弘法二度の矢の石あり

岩室城跡　此村の西の方東村の山上にあり　嘉永　掘池と云ふ　畠山　下山の二男小太郎政氏始めて此城を築て政氏婚男政国政能二代是に居る政能長子政国　此城にあり　拾遺　此城にあり　此城にあり　此城にあり

岩室城合戦の図

色世法仏と稱と
地者仏者ゴクの
者特口碑よつて
中あるも宗宮の
悉仏法仏の宝
西しては力を以
豪牧を偽さる
る世
籠く
ちると
以て
時
を祝え
を
宗ゴ

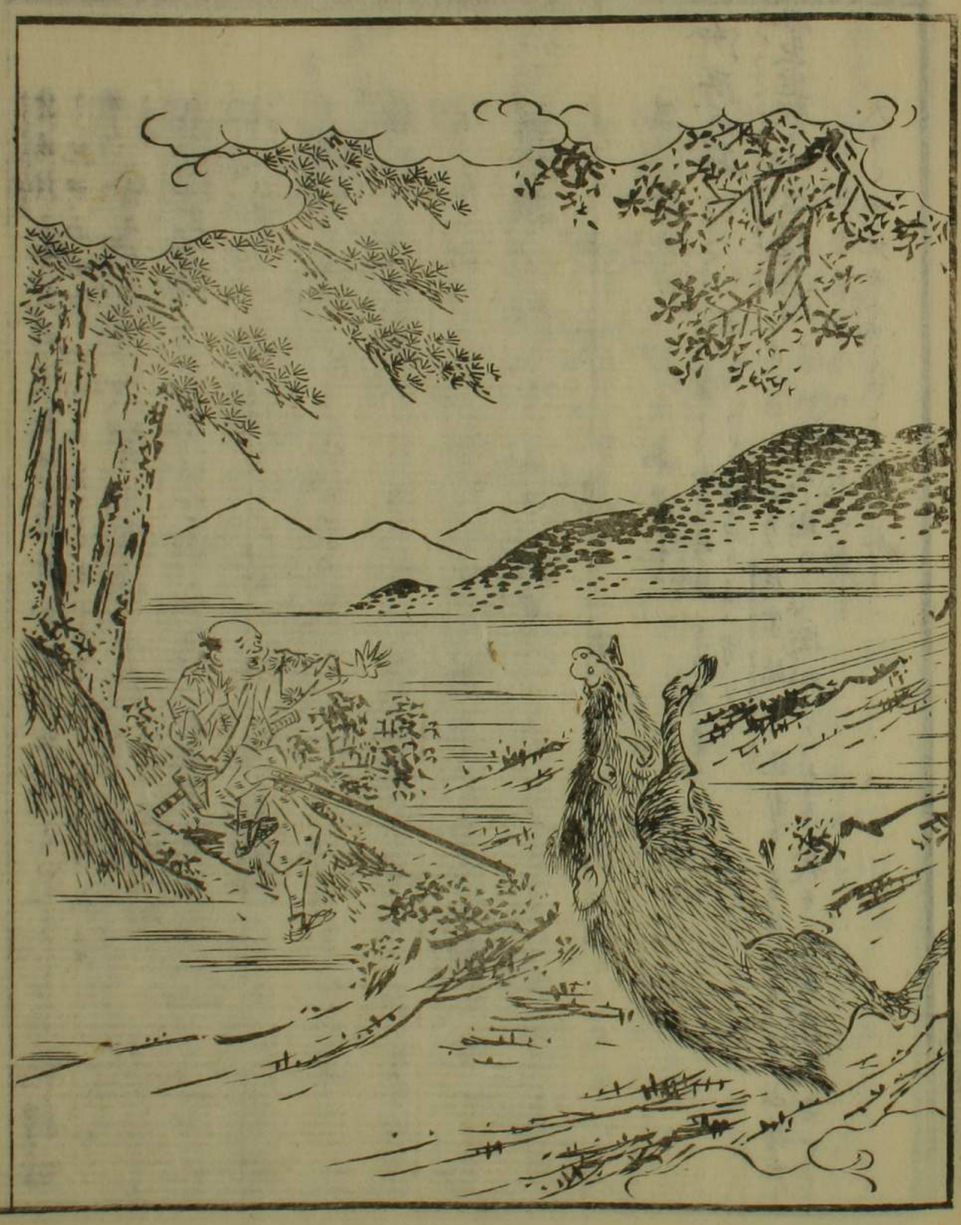

神佐村ニモ又那賀郡神房村ニモ紀伊国名所図会ニ田中氏ノ居宅ヲ知リタリ尾張ヲ知宣トツヽ人アリ
同人 舎人尾張次賀ノ長浪ノ十郎 伊勢国ニ長浪ノ郷アリ 並十郎親ノ子ニ長浪ノ
永源ヲ源ニ兄弟岩屋ニ宗賢ガ子ニ一人当千
ノ人歩ビモ楯ヲ引ク者ナシ 湛増
ガ頼切ル侍頭ニ本ヲ記ス先 鈴木ノ著撰カリ トツヽ者人ヲ
勝レテ進出セ ヲ尾張ヲ中ザシノ十五束
ラヲ ヒクヒヲ ヒクヒ ヒカレツ矢ヲ ヒカヲ射ガ甲ノ
射ノ板ヲ頸ヲ ヒカヲ射ヲ ヒカヲ射ヲ ヒカヲ射ヲ
ヒカヲ進ヒ ヒカヲ進ヒ ヒカヲ進ヒ ヒカヲ進ヒ ヒカヲ進ヒ
三月ノ日八ケ度ノ戦ヒ 熊野侍
御所ノ升 岩室ノ撰ヒ ヒカヲ
雲巌山ノ酒寺 東村ニアリ 宇治園中ニ興ノ大摩那トカリ代々ノ著撰ヒ
大ヒ田地ノ字ヒ

英多郷 紀名抄ニ見エタレドモ今廢シタリ 又沙汰名抄ニ見エタリ 安伊多 安可多 衣太 乃
同出英多ノ郡名抄ニ見エタリ 上野百村云 姓氏源皇別英多眞人アリ 英多ハ元縣ノ郡
沙汰名抄ニ見エタリ 上野百村云 姓氏源皇別英多眞人アリ 英多ハ元縣ノ郡
カリ 英ヲ アイ の音カリ 用ヒ カリ 英多ハ元縣ノ郡
多衣太ト沙汰名抄ニ見エタリ 安伊多 安可多 衣太
神社アリテ今縣ノ郡名抄ニ見エタリ 百村ノ説ノ
万葉集ニ見エタリ 安太ト読メル歌アリ 万葉集ニ見エタリ
くさりアタと沙汰名抄ニ見エタリ 万葉集ニ見エタリ
ヲ 名抄ニ見エタリ 万葉集ニ見エタリ

荒田皇女 日本紀 天武天皇二年 木之荒田郎女 本ノ地名カリ 荒田ヲ 荒田ヲ
と書シ 荒田ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ
荒田ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ
ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ
ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ
ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ 荒田ヲ

牟婁沙弥故居 今湯ノ

霊異記下巻 如法奉写法華経火不焼縁第十

牟婁沙彌者榎本氏也自度無名紀伊國牟婁郡人故字号牟
婁沙彌者居住安諦郡之荒田村剃除鬢髮著架裟即俗収家
營造産業發願如法清浄奉写法華経一部専自書写每大小
便利洗浴浴身自就書写延以還逐六箇月乃繕写畢供養之

後入於塗渫皮筥不安外處置於住室之翼階時々讀之神護
景雲三年歳次己酉夏五月廿三日丁酉午時發火惣家皆悉
焼滅唯彼納経之筥有於盛燼火之中都無所焼損開筥見之
経色儼然文字莞然八方人視聞之無不奇異諒知河東練行
尼所寫如法経之功茲顕陳時王与女讀経免火難之力再示
賛曰貴哉榎本氏深信積功寫一乘経護法神衛火呈霊驗是
不信人改心之能談邪見人輙惡之頌師兵

保田荘

宮本郷の西にあたりてみケ村を結ぶ荘名建仁元年頃弘忠宮の
文書に保田の字見えたり安田と
出ればいつれも妄説なり

古寫聊恵傳記 山田郡村任初年序 畑かりと書きたる吳用あり所々見かり
此恵傳記として引用せる中
て記一板本にて紀略書稗史より此伝紀漢文な

護念山切德院稱名寺 世堂村にあり俗に宗法寺永和元年の建立
いつ修行僧四荘司貴志掃部助宗朝の不審
を蒙ち来中當る了後に
にとつ

保田城跡 同村にあり保田荘司貴志掃部助宗朝の城跡といふ氏地
志あり宗味といふ者あり也遠方まで貴志左近右衛門と称せり貴
いと今の城跡に

須佐郷 私名抄に出づ郷名今廢して村名四村捌て須佐神
社存せり宮を郷名を出す郷方四町保田荘
十四村の西中山の櫻
村の産土神

須佐神社

宮を以て出雲人を祭る
十四日流鏑馬あり馬多く壮観に堪へ九月
紀神素盞嗚尊

本社 神樂所 宿直所 神輿舍 四脚門

寶藏 御太刀寶藏 御装束南 御祈祷所 厩

伊太祈曽神社遥拝所 末社十坐 并に境内にあり

三代実録云

貞観元年正月廿七日甲申奉授紀伊國從五位下須佐神從

五位上

延喜式神名帳云

紀伊國在田郡須佐神社 名神大 月次新嘗

本国神名帳云

在田郡從一位須佐大神

玲瓏集云 須佐大神 紀伊国在田郡の鎮山なり 紀氏の本居なり 本居宣長

いとけるの神のちさきよりの本宮といふ所の神のみたれ　同

神典古実等に考へ合るに素盞嗚尊出雲国より来
に遷坐て熊野の須佐に遷坐し給ひ五十猛尊名草郡に
坐し給ひ紀ノ国をさ神坐しの傳に云て深き由縁あり
[illegible]

當社須佐とそし素盞嗚尊を
祀まつる亦神代よりのものなり後ど社家の伝説にて
和銅六年十月初の亥日大和国吉野郡より此地に勅
請ありと勅り大和国とつへるをおもひつかれど和銅の勅請は
寛永記に名草郡伊太祁曽神の神主にて亥年より
遷坐し給へると同じ年月なれば名草郡なるべし當社
の神戸いへは伊太祁曽神戸より接して名草郡にあり
和名抄に須佐神戸と又云る是なり其地今須佐上
下二村に分れて素盞嗚尊を祀れる又日高郡冨安荘

に當社と伊太祁曽との神四あり並に尚庁乃
内にて四二所伊太祁曽の神四なりしるし寛永年中の文書
[illegible]
[illegible]
[illegible]

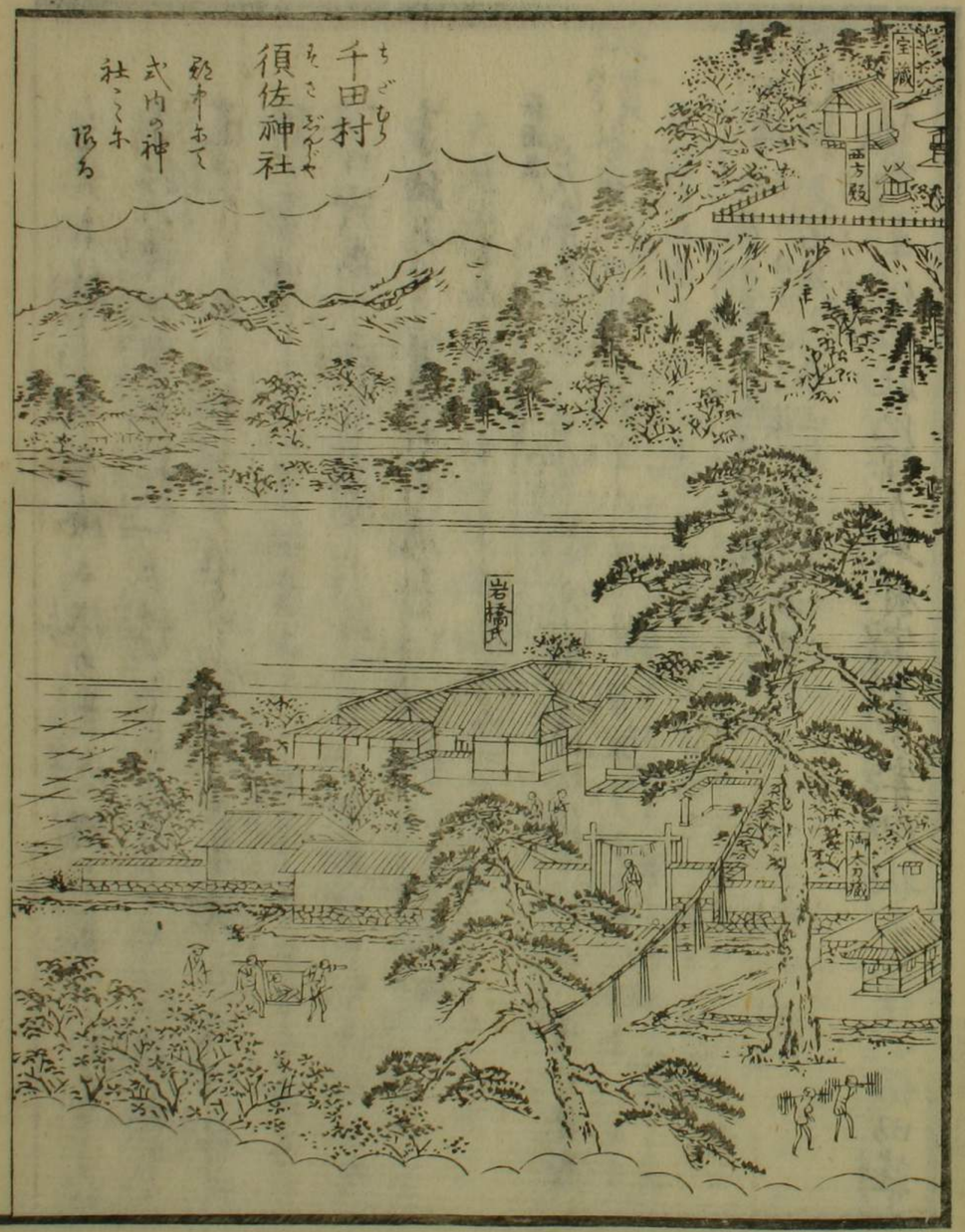
千田村
須佐神社
式内の神社こゝに限る
宝蔵
西方殿
岩橋氏
南方殿

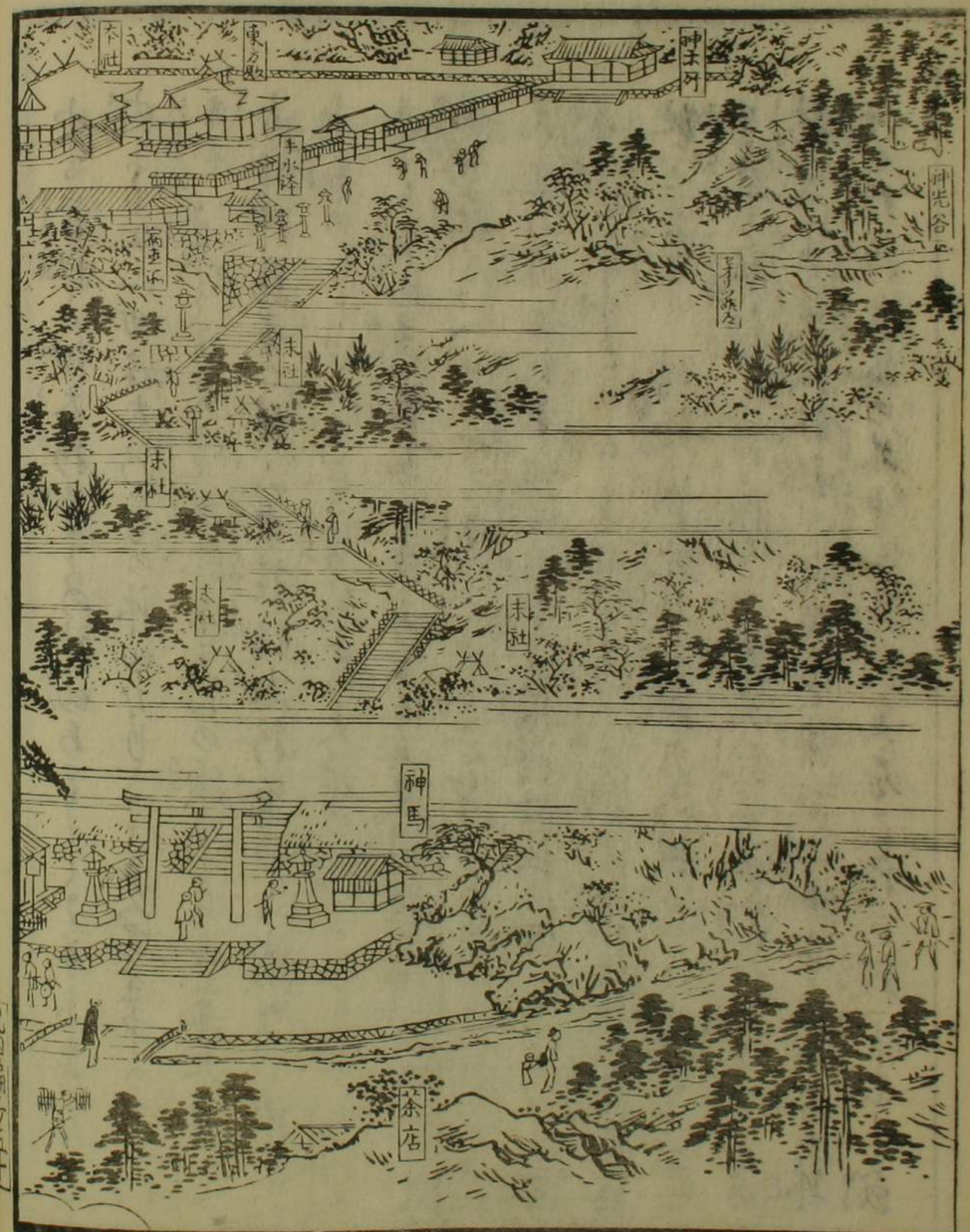
木社
東方殿
神主殿
神先谷
南西殿
木社
木社
木社
木社
神馬
茶店

を火に投じ或は海に沈め或は虎豹に与へ甚しかるべ
き社の伝記文書の類一切伝存せざるを
遺憾とし今の形と相似たる元和年中新に造営の
地を寄附し享保年中 名命によりて御太刀
一口御馬一匹を寄附し給へり 又花よりも御太刀造
幸酒あり 寶殿不造作
岩清水持ちもとを出さけるとき
萩園集
[illegible]
堀貫 同村の田地浮洋田にして水損多きを以て近来官命
あり 礒一夫を設して其石を穿ち河流を通じ悪水を落し
く邑民の恩を蒙ること万代不易
の良田となりたり多へつし
高田浦 同村に属し須佐社の境内よりを
南の海辺にて漁戸多し千ばつ
神光寺 尾村にあり
大ムロ宗
弘長二年保田荘地頭九条頼経家業を寄附状に紀伊国保田荘

同星尾之屋敷をさしてこれを寄進する所の四至境事
東限糸我荘境西限来原田之西さうのをこしのでのたてみ
南限中山峯分 南へ西へ西へくだりて赤ゐのさう
北限在田川の北端 上をたのとりまでとかしてさうひす
此内山川加宮 東西八町 南北九町二反 拓ゐの立計之地
梅尾の上人の住寄 [illegible]
大阪神宮新宮の御社領 [illegible]
[illegible] 云云とあつて生産星
尾ちとなりし古坊ありし天正の兵火に罹て今も荒地
の御札 古坊の名を中坊池坊南坊西坊角坊谷坊と
る今ハ住ゐ 又喜右衛門の地に社を建てたる
[illegible] 永享年間の地に社を建て
その碑苔むしくちもれてくづれ橋の太

樹のこゝ所浮ぶかなり

卒堵婆前面

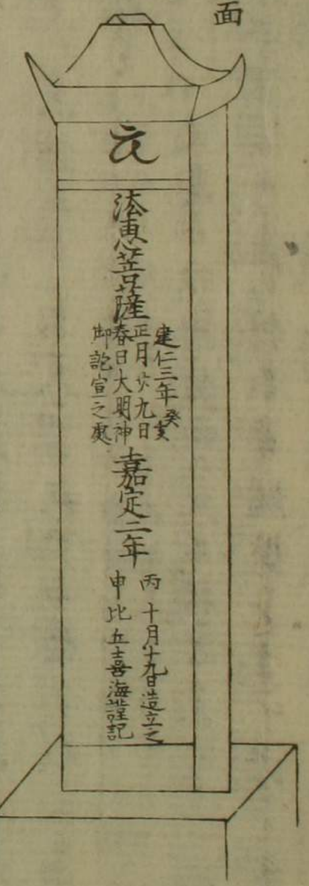

嘉禎年中所立木卒都婆朽損之間
今勸進一族以石造立之依此結縁
各預上人之引導可令
成就二世願望者也
康永三年甲申九月十九日勸進比丘弁透
沙彌淨宗
比丘尼如空

同後面

左傍　願主

星山　ちのあるくあり山頂に小瓶を埋む古人星つかとゝ[illegible]
この石あて星を[illegible]

宮崎荘　保田庄の西[illegible]

箕島　[illegible]四川の海に[illegible]

異事

紀川荘多部に[illegible]九尺の古紀州箕島に水[illegible]の妻
[illegible]生兒の尤[illegible]
[illegible]

紙宮社　同村くあり一村の産土神[illegible]
[illegible]天文四年[illegible]

淨應寺　同村にあり淨土宗[illegible]

北濱　[illegible]村の西に[illegible]

旅明神社　同村にあり一村の産土神[illegible]

外濱　北濱の海濱にあり海濱に近く[illegible]

浄妙寺

藥師堂 頂球極へ青貝の蒔絵金物を赤漆かけり古多聖

安元春日の○多寶塔 藥師像等十二神將四天王日月二菩薩を

彼といふ 龍頭の工の此といふ塔内く十二菩薩

かりとのへり七宝荘 八迦葉の彩色あり 惜むべきハ世の移情

人の祈願 分ハ仏 米色の弦 繊の米色 古色あり

慢慢 自然 ひ 光 去 て 米色 を

磨滅 て 光 て 光 て 光

いと美麗なり北の方二里の蛯戸を南の海湾を茲霞さり
志川上の方を面顧ひ[illegible]ば河豚様帯の勢を結へ水南水
北の村堅を碁布縮高さして頗る狭の富を志ん[illegible]り
西の海岸を勝賞ひるを眺りのぼ[illegible]ば[illegible]を[illegible]ぐ[illegible]支
ゐを形状と坂ぶゐ青壁峰こ[illegible]て[illegible]波水烟の中ゐ
聳し宛斧もて辟ゐ[illegible]自大斧辟小斧辟の画則
を奥へ蕭飄[illegible]る[illegible]要を巌頭を盤屈し[illegible]渓[illegible]
蓋を石磯を補綴さり泊磯ゐ坐して泊こ[illegible]を近人を
弱日の糸[illegible]人ゐ造漆の幸を生産と志を[illegible]こづき
漁る海人を[illegible]つどりうき洗みて幸打きをうう[illegible]ゐ
亜中の人と覚ゐ漢阿の[illegible]を流を漁ゐ漂
郷[illegible]を石を顧ひび沖津尾荒崎の響もこ[illegible]ゐ龍を
[illegible]の白寿ゐ向へ[illegible]大九州要の海海尾湾

の纜なきゐしをけらるゐ廻船の徒をこころを刷めて掘こり
いそ〳〵むうとしくり

矢櫃浦 氏地数人あり元[illegible]中 君上[illegible]ひ[illegible]頃泊上
御[illegible]賞の時[illegible]年妻[illegible]大四[illegible]荘[illegible]浦
の西人あ夫炉一人て[illegible]妻[illegible]一人て[illegible]
[illegible]地[illegible]て[illegible]孫[illegible]
[illegible]免[illegible]
を[illegible]山[illegible]を[illegible]て[illegible]
で[illegible]人[illegible]屋[illegible]
[illegible]人[illegible]恩を[illegible]
産土神と
崇奉[illegible]

宝月祠 小[illegible]山村ゐ[illegible]方法の頃[illegible]を[illegible]人[illegible]民の[illegible]ゐ
[illegible]を[illegible]て功労ゐ[illegible]此[illegible]為ゐ[illegible]を[illegible]て自[illegible]
[illegible]民崇[illegible]ゐ
と[illegible]

古江見山平等院安養寺 古江見[illegible]ゐ[illegible]宗[illegible]古[illegible]ハ古江見
[illegible]ゐ矢[illegible]の[illegible]丸ゐ[illegible]七堂伽藍[illegible]て塔頭[illegible]坊あり
[illegible]い[illegible]寛喜二年以来天文年[illegible]の法[illegible]を
[illegible]

宮崎氏旧址 村の内生[illegible]ゐ[illegible]楽の内と唱ふる所方一町[illegible]あり又[illegible]
[illegible]屋[illegible]西[illegible]亭の裏といふ少地ありこれ[illegible]地の[illegible]

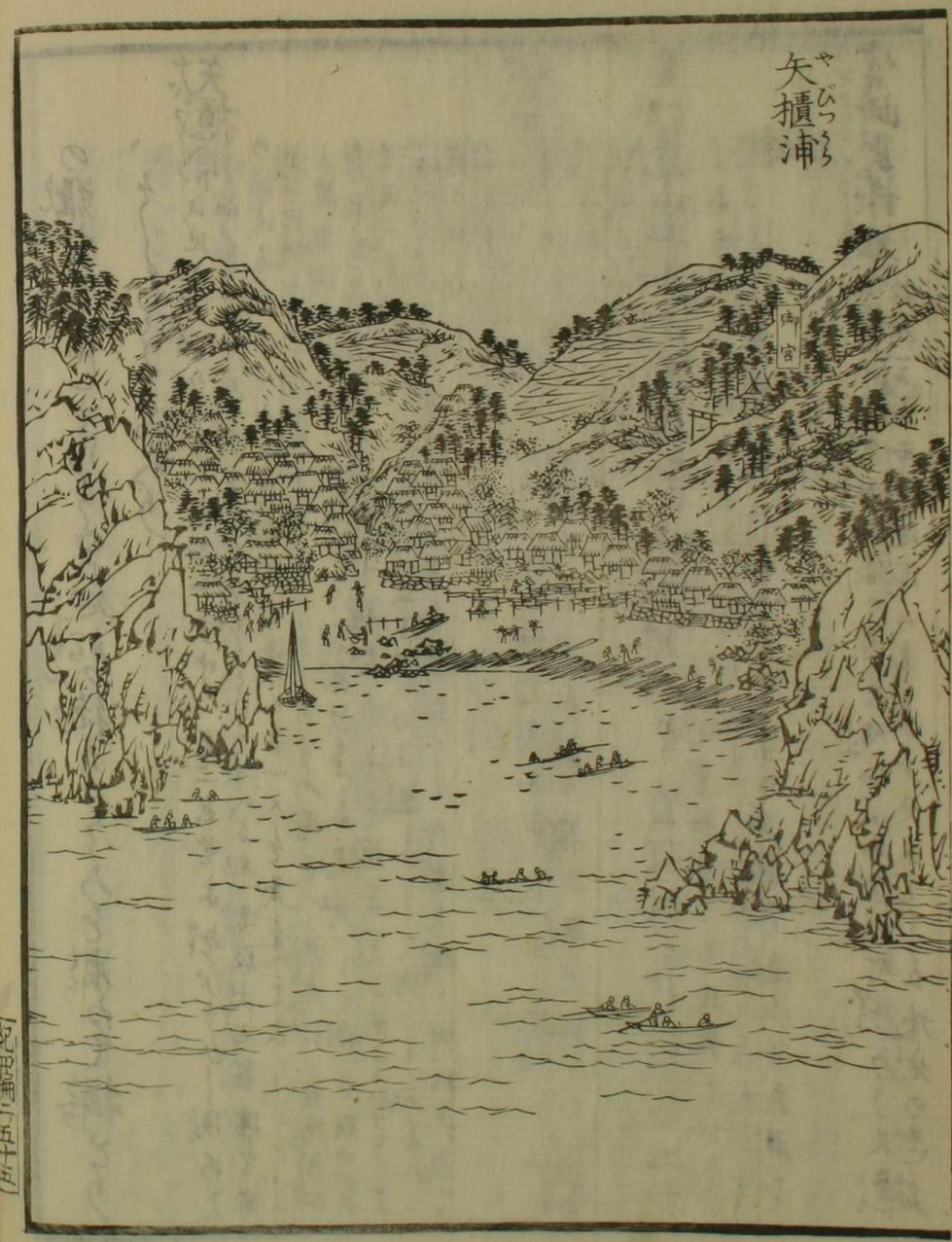

古岸風方歇浦烟
籠月微遙看一星
火知是夜漁歸
上街邦彦

宮崎氏のこと南北朝の軍記に見えし大手死の家臣の岳の城主なる過半自殺
人名ふ書傍に注記同太郎左衛門尉の名あり此地の人なるべしこれ
當濃全の第九惠の財宮殿との地を領し孫を野村に築き
孫宮傍氏と稱したい勢り 兼久の孫に傳せらること見えたり
又ある一説に兼久より五十年もおのづから時代もさかのぼり
よくふ惠法寺 枝美の法 ずいぶんれば前當濃全の名おかつ
者より社ふの苗裔を地頭に新たに定めたるなり
近境と傳を神社佛寺を創建せしなり天文の頃
孫原宗孫原宗孫原宗

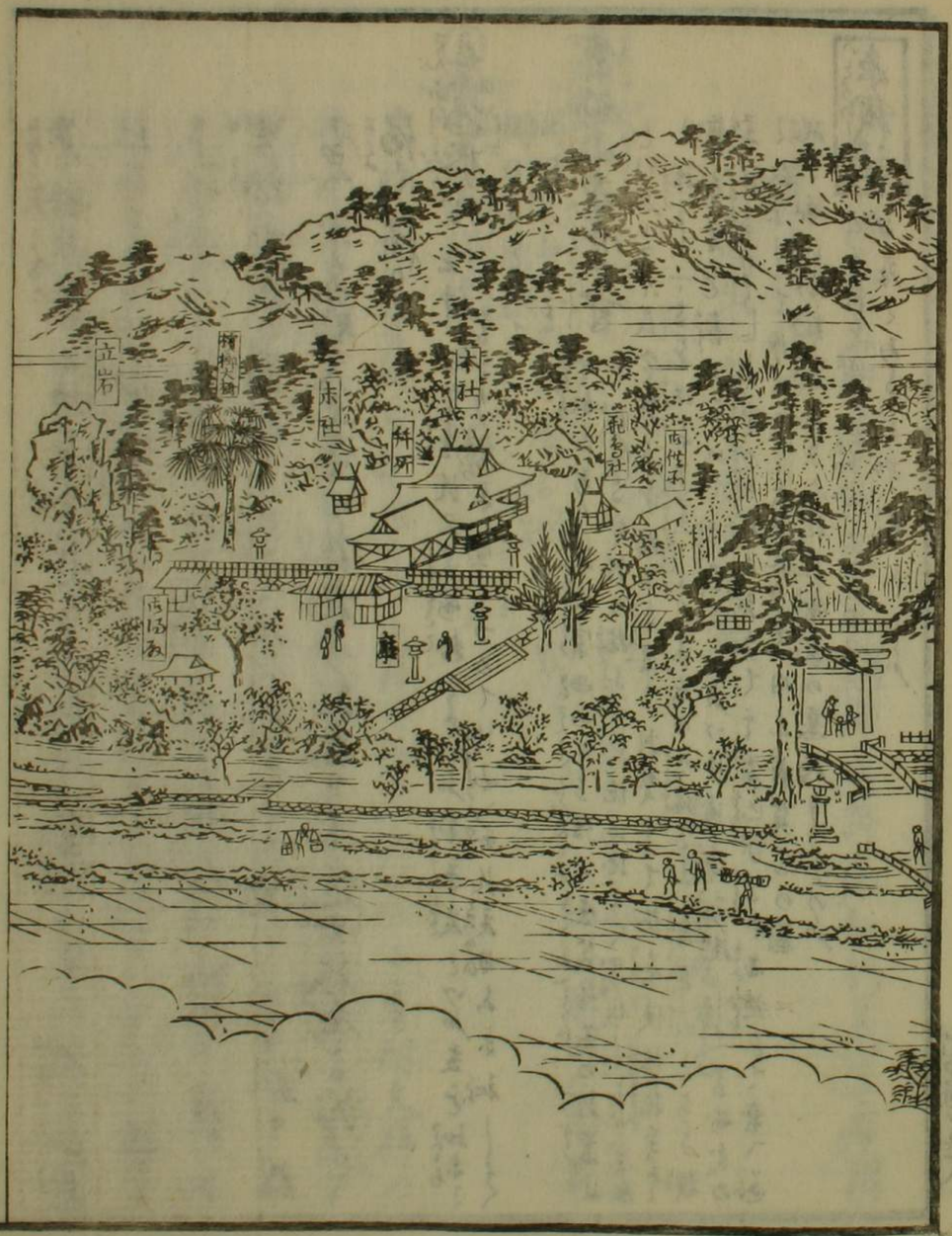
立岩
末社
末社
科所
末社
末社
末社
末社

立神社
神主宅
水神
有田川

中宮熊野三神を合祀したりと云ひ伝へ当社の西に熊野社
社ありて神輿渡御の和歌山市の社を上の宮といふ熊野の社を
下宮といふ熊野の神を熊野社の一社として祭る摂社の一社として祭る
宮殿あり拝殿あり熊野社を祭る社殿古くよりあるなれ
ども文明天正年の棟札今社殿の近世社殿なりし
傳へ伝り

慶長水帳 元中年中に作成した検地帳水帳なり数多く堅くつめて綴じ合せ反別を記す
用ゐるを以て

生駒山本宮寺 生駒山麓にあり浄土宗西山派に属す伝云熊野権現の別業
て聖徳太子建立の寺なりと云ふ
といふ云々是宗教家を始めとする所業なり利益使徒橋
と称し一宇を建て熊野権現を勧請して
墓碑を以て執行せしと云ふ
養老元年の代に名づけ
改宗して浄土宗となれり
碣を除き輪数基あり
とす村を巡り
面谷にあるを松ヶ番と
いふ

紀伊続風土記 巻五十八

紀伊国名草郡 宮郷

紀伊国名草郡宮郷

違ヘ間敷仕候ハ、此書付ハ不可有相
延文二年二月廿七日

玉木三郎殿　　右兵衛佐　草名

慶仁寺 本尊阿弥陀如来小堂ありて仁平年間の創建なり
開山の墓あり
中興の墓あり
今の堂舎慶長年間建立
什物に紙金泥の華厳
経一巻あり

○雲雀山得生寺 中興の墓
中将姫の墓跡ありて堂内に姫の像及左右に善財夫婦の
像を安置す当麻寺縁起に在り天正豊成公の姫君十
四歳の時継母の讒言に遭ひて葛城山の地獄が谷に捨られ
又武士に命じて紀州在田郡鶴山の麓に流せ
ひとりの乞を害せんとし武士衆なりと云ふ
一人地蔵尊を拝び給ふ姫の妻を名とせ夫婦ありて

得生寺より
緑鹿峠をのぞむ路程

得生寺は中將姫の
產湯の井ばの無塩
是者無塩なりて土地時
夫婦の本位をあらし
伽木をて男女和合を
祈ゆえ又寺よりとえ
ゆるの産山を内
姫天の二年住
給ひしあれば
はくの広表抵の
畫れどの產婦多
かれども二百年ある
もをるくやるる九穢あり

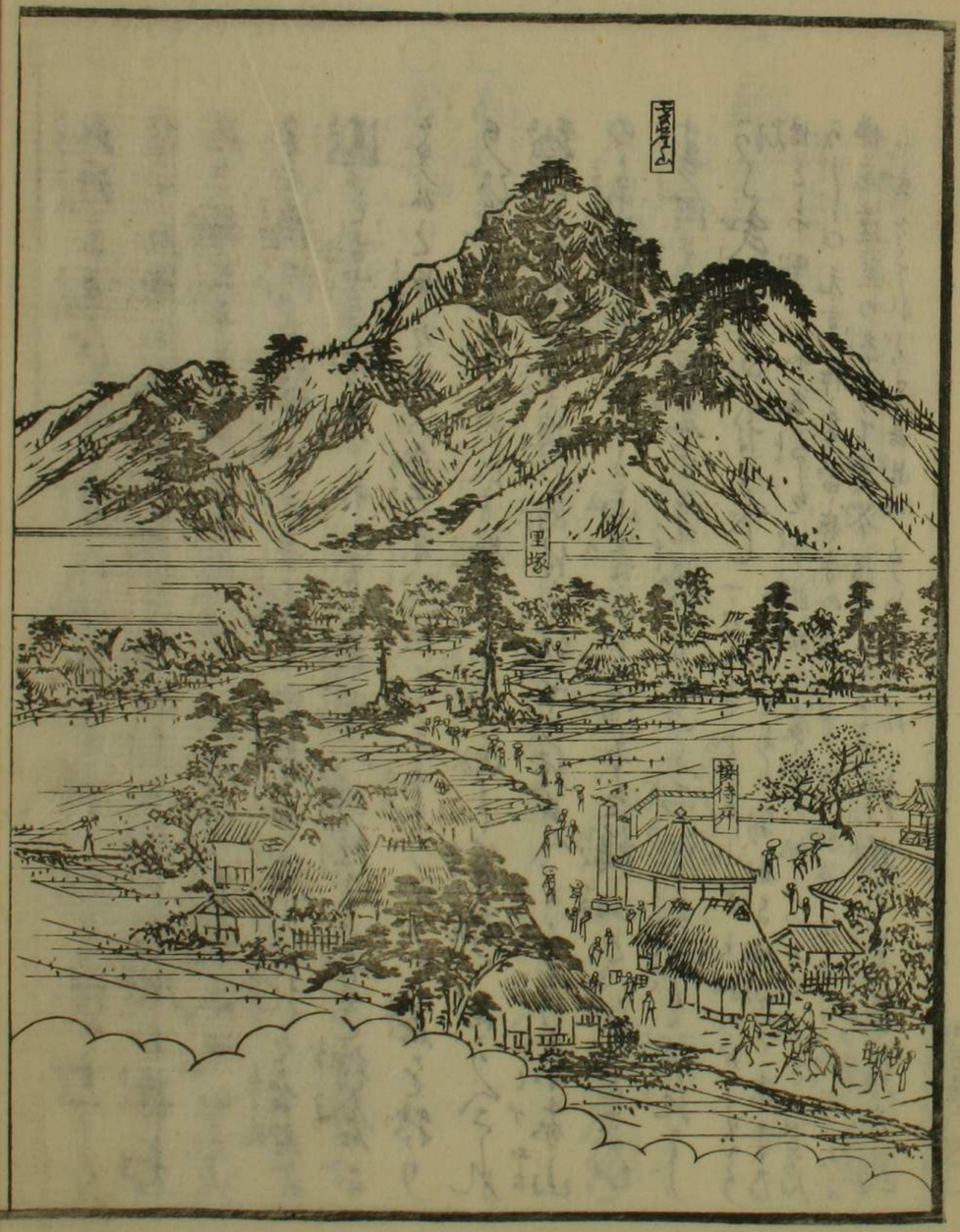

此所に忠びて出家し給ひ武士を傷て出家し給ひ
けりと無るに又豊臣公の侍に在田弥を西北に持し老
ひり姫天十郎秀の妻の頃この比侍豊臣公に申〻
つぶ頃因に深山あり南に然聖を境ひ北に吉野よ
流れとして伊勢に出で其間人跡絶く善き稲倉に
つひて公被に下りやがて蒜を物り
そひと申々絶ば豊臣公の使君に罷面し年都くたりされ
のひるるにたのらびに姫君に
勅にのまして中将の内侍に仕ぜら絶のへまこあり糸家山
の東北に峯をなる山峯を鶴山といひ当ちを
喜附夫婦草庵の蓋造りといふ時を強絶
行る武士の〻けし一説に云在山を大和の地に
倍とに因る国ちて柳の蔭の地といふ
う〜〜〇元享釋書当麻寺の傳下に僕射藤拱佩
佛尼蓮莖の糸にて數茶羅を織るに其餘の
ち裁をそれども其餘の什物に曼荼羅を画

大幅にて絵画精細にして真に生気あり又播紳家中
将姫の故にて流布する弘〜〜

〇稲荷社 同村の産土社 荘中

結生久宮に祭て傳説区区にして定難し
神図多く然りしかし古八社に定難し
けれども神霊に在験あり 紹文今墨に 神霊抹
〇糸我王子 所本紀にあり分の刻多所書紀にイト
ガハ王子とあり八ノ
〇糸我山 本当村より河内名吉川村へこゆる宮を
源平盛衰記に 白河院然聖御条流あり忠実北面にて
俗名を 参考本如白本 有紀伊国名 絲鹿 南都本鹿作
草字といへり 弘名を誤て
山を越給ふに尼の傍に菁蕷の蔓枝に絡て参餘る
に伏達て生りいと面白 叡賢あり〻絶ば忠実と名て
枝打く進ると俗に名生豊臣参餘の枝を打 進けるとく

糸我峠
名産の密柑を
貯へうとて盛
暑のころ是と
往来の人ふ鬻
く其氣味佳
妙ふるて金
掌玉露ふ
勝るとゆて他
郷の人ハ殊更
驚歎す

文昭法師

平家物語より　紀伊国鹿ノ坂といふ所に　[illegible]
らくにこそ　[illegible]
祇園　[illegible]
のこるみちをば　[illegible]
まどろもとなる　[illegible]
と思ふ　一句の連歌を仕る　いかづちの　[illegible]
紫に　[illegible]
[illegible]

万葉集　足代過而絲鹿乃山之櫻花不散在南還來萬代　前齋院尾張

金葉集　糸鹿山　[illegible]　刑部卿範兼

夫木抄　糸荷山谷の水のとめさしぶかしぶ　[illegible]　鎌倉右大臣

同　[illegible]　同　[illegible]　左近中將長氏

同　[illegible]　民部卿為家

同　夜叉の糸荷の山の時雨　源兼昌

同　行くをとゝめし　高松院左衛佐

同　立田姫いとる　快玄法師

同　[illegible]　中院入道右大臣

同　糸荷山　[illegible]　法性寺入道関白

山家集　いとる山　[illegible]　西行法師

[illegible]　[illegible]　雅経

生基和歌草　[illegible]　順徳院御製

[illegible]　[illegible]　資隆朝臣

秋　[illegible]　文政四年十一月七日　暮山居

[illegible]　権大納言信量

俊女集　[illegible]　雅有

草根集　[illegible]　正徹

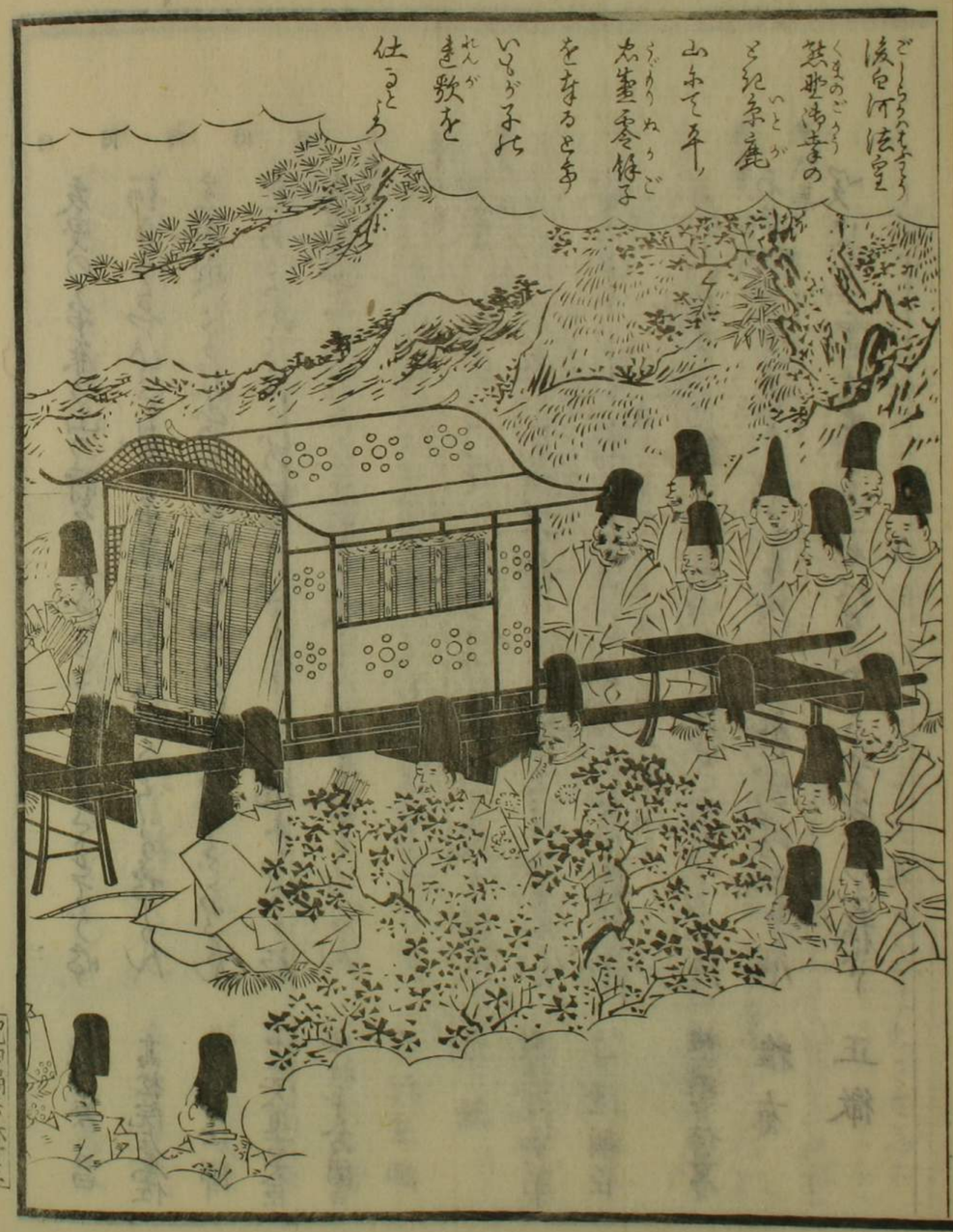
後白河法皇
熊野詣の
途中にて
山にて平
右筆零俊
をなると
いもぐるま
れんが
き歌を
仕るところ

歌枕名所

春のさそ夜のねさの糸花山ちさくもあるかとかもあらん　推中納言推長卿

歌枕名所

夜寒のいとは松山のいけのとそ苔の衣をとしをくやハある　隆祐

南海集　甲子暮春後浴鉛山絲鹿山中作　祇源瑜

休言嶺外路難通雨洗新林行丁紅慣險肩輿穩如席且吟

且睡亂松中

糸我里

夫木抄

宵石の糸兼の里の川ゆあたんとなるあさ波日ゆけ　仲正

紀伊名所圖會後編巻之二終